

避難所の運営等に関する実態調査  
(市区町村アンケート調査)

調査報告書

平成 27 年 3 月

内閣府（防災担当）

## 目 次

1. 調査の概要 .....	1
1.1 調査目的.....	1
1.2 指定避難所の定義 .....	1
1.3 調査対象.....	1
1.4 調査方法と調査項目 .....	1
1.5 調査期間.....	1
1.6 結果の整理.....	1
2. 集計結果の概要 .....	3
2.1 避難所数.....	3
2.2 平常時における対応 .....	3
2.3 発災後における対応 .....	8
3. 集計結果.....	11
3.1 フェース調査.....	11
3.2 平常時における対応 .....	13
3.3 発災後における対応 .....	48
<参考資料> .....	66
・参考資料 1. 避難所の運営等に関する実態調査（調査票）	
・参考資料 2. 避難所を運営する際の課題と対応策	

## 1. 調査の概要

### 1.1 調査目的

東日本大震災においては、多数の被災者が長期にわたる避難所生活を余儀なくされる状況の中、被災者の心身の機能の低下や様々な疾患の発生・悪化が見られたこと、多くの高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）が避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から自宅での生活を余儀なくされることも少なくなかったことなどが課題となった。

これらの課題を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法を一部改正し、市区町村長による指定避難所の指定制度を設けるとともに（災対法第49条の7）、避難所における生活環境の整備等に関する努力義務規定を設けた（災対法第86条の6）。

また、上記の法整備と併せて、その取組を進める上での参考となるよう、主に市区町村向けに「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月）」（以下「取組指針」という。）を策定・公表したところである。

以上のような状況を踏まえ、本調査は、市区町村による「取組指針」を踏まえた避難所運営等の取組を推進していくために、市区町村が取り組んでいる避難所の運営等に関する実態について把握することを目的としたものである。

### 1.2 指定避難所の定義

本調査における指定避難所の定義は以下のいずれかに該当するものとした。

- ①市区町村長が災害対策基本法に基づき、指定避難所として指定し、都道府県知事への通知と公示まで完了したもの。
- ②通知と公示の手続が完了していない避難所でも、市区町村長が指定したもの。

### 1.3 調査対象

上記の定義に該当する避難所を「調査対象施設」として、所管の市区町村（1,741自治体）の防災担当者または福祉担当者に調査を依頼した。

### 1.4 調査方法と調査項目

#### (1) 調査方法

都道府県を通じたメール送付・回収による調査とした。

#### (2) 調査項目

調査項目は以下に示したとおりである（用いた調査票は本報告書の参考資料として示した）。

- ①フェース調査
- ②平常時における対応
- ③発災後における対応

### 1.5 調査期間

- ・調査期間は、平成26年9月29日～平成26年10月31日

### 1.6 結果の整理

本調査の実施により、計1,681自治体からの回答を得た（回収率は97%）。調査結果は、単純集計のほか、クロス集計として人口規模別<sup>※1</sup>、南海トラフ地震防災対策推進地域<sup>※2</sup>内外の別、

首都直下地震緊急対策区域<sup>※3</sup>内外の別によるクロス集計を実施した。

※1 人口規模の分類（要件）

- ・大都市：東京都区部、政令指定都市
- ・中都市①：人口30万人以上の都市
- ・中都市②：人口30万人未満10万人以上の都市
- ・小都市：人口10万人未満の市
- ・町村：町、村

※2 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定基準（概要）

- ・震度6弱以上の地域
- ・津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- ・防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

※3 首都直下地震緊急対策区域の指定基準（概要）

- ・震度6弱以上の地域
- ・津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- ・防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

## 2. 集計結果の概要

### 2.1 避難所数

・指定避難所数（平成 26 年 10 月 1 日現在）は、全国で合計 48,014 施設（944 自治体）となっており、そのうち福祉避難所数は 7,647 施設（791 自治体）となっている。

表 2. 1 避難所数・福祉避難所数（全国）※

調査項目	回答項目	施設数	自治体数	参照先
避難所・福祉避難所の指定	避難所	48,014 施設	944	P 13
	うち福祉避難所	7,647 施設	791	P 13

（※）平成 26 年 10 月 1 日現在の施設数。700 を超える自治体で避難所・福祉避難所の指定がなされていないが、自治体において指定手続を継続中であり、指定施設数が今後更に増えると見込まれる。

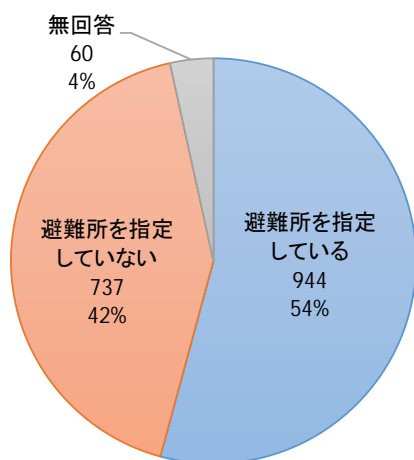


図 2. 1 避難所の指定状況 (n=1,741)

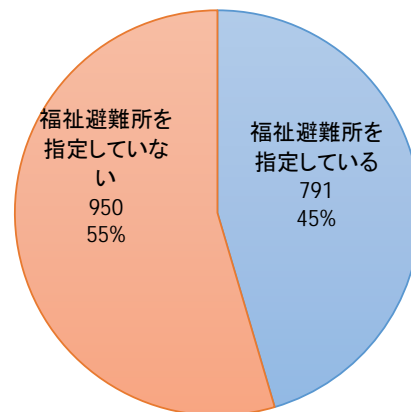


図 2. 2 福祉避難所の指定状況 (n=1,741)

### 2.2 平常時における対応

#### (1) 指定避難所の所在の住民への周知

・指定避難所（福祉避難所を含む）の所在を住民に周知している市区町村は 852 自治体で、指定済の避難所がある自治体（944 自治体）の約 90%となっている。準備を進めている自治体（26 自治体）を含めると約 93%となっている。（点線囲みの部分）

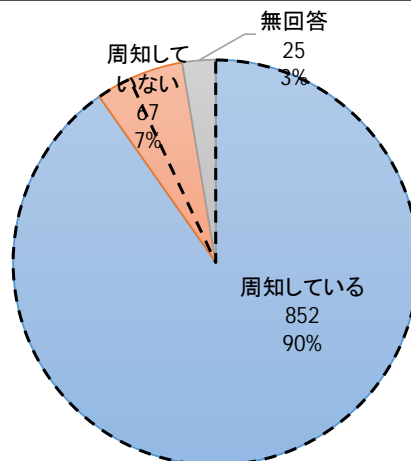


図 2. 3 避難所・福祉避難所の所在を住民に周知しているか (n=944)

(2) 避難所における備蓄等

・指定避難所の施設内で、食料・飲料水を備蓄している市区町村は 659 自治体で、指定済の避難所がある自治体（944 自治体）の約 70%となっている。準備を進めている自治体等（200 自治体）を含めると約 91%となっている。（点線囲みの部分）

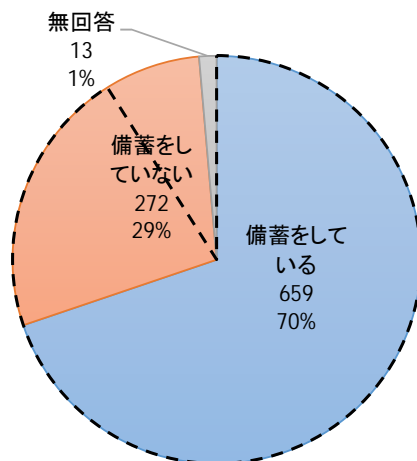


図 2. 4 指定避難所内での食料・飲料水の備蓄 (n=944)

(3) 要配慮者に対する支援体制

・要配慮者に対する支援体制を整備している市区町村は 1,143 自治体で、全市区町村（1,741 自治体）の約 66%となっている。準備を進めている自治体（232 自治体）を含めると約 79%となっている。（点線囲みの部分）

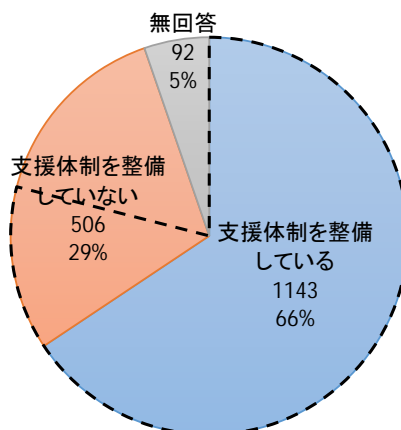


図 2. 5 要配慮者に対する支援体制の整備 (n=1,741)

(4) 避難所運営の手引（マニュアル）

・避難所運営の手引き（マニュアル）を作成又は作成中の市区町村は1,143自治体で、全市区町村（1,741自治体）の約66%となっている。準備を進めている自治体（112自治体）を含めると約72%となっている。（点線囲みの部分）

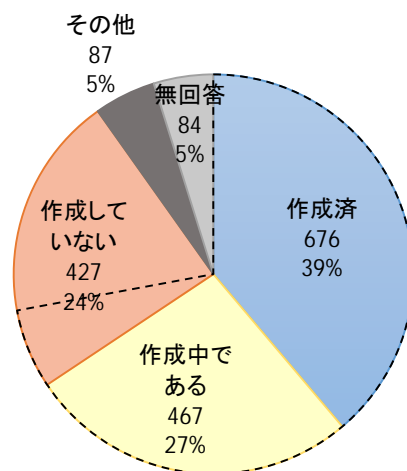


図 2.6 避難所運営の手引き（マニュアル）の作成状況 (n=1,741)

表 2. 2 平常時における対応

調査項目	回答項目	市区町村数	割合	参照先
①福祉避難所を指定しているか (n=1,741)	福祉避難所を指定している	791 自治体	45%	P14
	福祉避難所を指定していない 理由：検討中、今後想定する施設の指定を進める、適切な施設がない等	950 自治体	55%	
②避難所・福祉避難所の所在を住民に周知しているか (n=944)	周知している	852 自治体	90%	P16
	周知していない 理由：避難所の体制整備が遅れている、手続き中、検討中等	67 自治体	7%	
②-1 (②で周知していると回答した方のみ) 周知の際の媒体 (n=852)	広報誌	339 自治体		P20
	ホームページ	696 自治体		
	パンフレット	126 自治体		
	防災マップ・ハザードマップ	613 自治体		
③避難所として指定した施設内で	備蓄をしている	659 自治体	70%	P21

調査項目	回答項目	市区町村数	割合	参照先
の、食料・飲料水の備蓄 (n=944)	備蓄をしていない 理由：他の場所に保管している、検討中・整備中、協定を締結している等	272 自治体	29%	
③-1 (③で備蓄をしていると回答した方のみ) 食物アレルギーの避難者に配慮した備蓄 (n=659)	備蓄をしている	406 自治体	61%	P25
	備蓄をしていない 理由：未検討、検討中・整備中、スペースの不足等	235 自治体	36%	
③-1-1 (③-1で備蓄をしていると回答した方のみ) 備蓄物資の内容 (n=406)	白米 (アルファーマイ)	344 自治体	/	P29
	牛乳アレルギー対応ミルク	72 自治体		
③-2 男女共同参画や要配慮者視点から指定した施設内の備蓄	備蓄をしている	520 自治体	55%	P30
	備蓄をしていない 理由：他の場所に保管している、検討中・整備中、未検討等	394 自治体	42%	
③-2-1 (③-2で備蓄をしていると回答した方のみ) 備蓄物資の内容 (n=520)	離乳食	63 自治体	/	P34
	介護食	80 自治体		
	生活習慣病対応食	13 自治体		
	紙おむつ (小児用)	307 自治体		
	紙おむつ (成人用)	307 自治体		
	生理用品	267 自治体		
	バリアフリー対応の仮設トイレ	164 自治体		
	間仕切り	279 自治体		
簡易ベッド	108 自治体			
③要配慮者に対する支援体制の整備 (n=1,741)	支援体制を整備している	1,143 自治体	66%	P35
	支援体制を整備していない 理由：検討中・整備中、今後の検討課題・今後検討予定、名簿・台帳作成後等	506 自治体	29%	
④-1 (④で支援体制を整備していると回答した方のみ) 支援体制の整備内容 (n=1,103)	避難所内での要配慮者スペースの確保	519 自治体	/	P39
	必要な育児・介護・医療用品の調達	284 自治体		



調査項目	回答項目	市区町村数	割合	参照先
	在宅避難する要配慮者の安否確認	760 自治体		
	物資提供	348 自治体		
	医療・福祉サービス等	290 自治体		
⑤避難所運営の手引き（マニュアル）の作成（n=1,741）	作成済	676 自治体	39%	P44
	作成中である	467 自治体	27%	
	作成していない 理由：今後の検討課題・今後作成予定、検討中、職員（人手）不足等	427 自治体	24%	

## 2.3 発災後における対応

### (1) 被災者への情報提供

・通信手段を避難所※で確保している市区町村は 1,476 自治体で、全市区町村（1,741 自治体）の約 85%となっている。準備を進めている自治体（60 自治体）を含めると約 88%となっている。（点線囲みの部分）

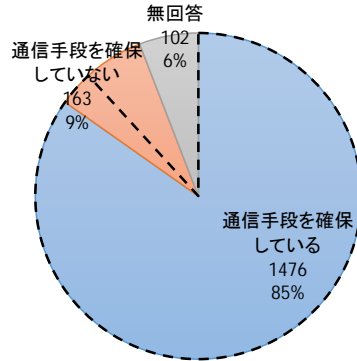


図 2.7 避難所内での通信手段の確保 (n=1,741)

### (2) 要配慮者に対する情報提供

・避難所※内での要配慮者への情報提供の方法を想定している市区町村は 926 自治体で、全市区町村（1,741 自治体）の約 53%となっている。準備を進めている自治体（210 自治体）を含めると約 65%となっている。（点線囲みの部分）

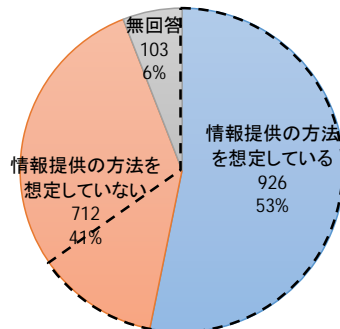


図 2.8 避難所内の要配慮者に対する情報提供方法の想定 (n=1,741)

### (3) 相談窓口の設置

・様々な避難者の意見を吸い上げるための「相談窓口」の設置を想定している市区町村は 1,165 自治体で、全市区町村（1,741 自治体）の約 67%となっている。準備を進めている自治体（83 自治体）を含めると約 72%となっている。（点線囲みの部分）

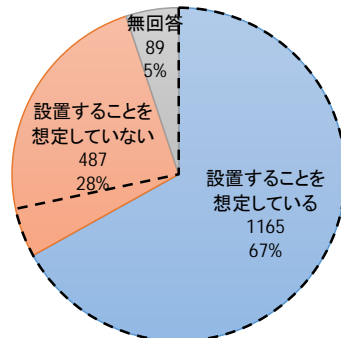


図 2.9 避難所内の意見を吸い上げるための相談窓口の設置 (n=1,741)

※指定避難所その他、災害時に避難所として活用することを想定している公共施設等を含む。

表2. 3 発災後における対応

調査項目	回答項目	市区町村数	割合	参照先
①通信手段の避難所での確保 (n=1,741)	通信手段を確保している	1,476 自治体	85%	P48
	通信手段を確保していない 理由：検討中、一部の避難所では配備済（全ての避難所に完備しているわけではない）、通信手段を検討している等	163 自治体	9%	
①-1（①で確保していると回答した方のみ）保有している通信手段 (n=1,476)	ラジオ	639 自治体		P51
	テレビ	721 自治体		
	電話	1,138 自治体		
	ファクシミリ	409 自治体		
	パソコン	326 自治体		
②避難所内の要配慮者への情報提供の想定 (n=1,741)	情報提供の方法を想定している	926 自治体	53%	P52
	情報提供の方法を想定していない 理由：検討中、今後の検討課題・今後確保予定、未検討・未着手等	712 自治体	41%	
②-1（②で想定していると回答した方のみ）聴覚障害者に対して想定している内容 (n=926)	掲示板	583 自治体		P56
	ファクシミリ	190 自治体		
	手話通訳・要約筆記等	272 自治体		
	文字放送	182 自治体		
②-2（②で想定していると回答した方のみ）視覚障害者に対して想定している内容 (n=926)	点字	69 自治体		P56
	音声	598 自治体		
②-3（②で想定していると回答した方のみ）盲ろう者に対して想定している内容 (n=926)	指点字	27 自治体		P57
	手書き文字	306 自治体		
②-4（②で想定していると回答した方のみ）聴覚障害児者、視覚障害者、盲ろう者、知的障害者等に対して想定している内容 (n=926)	分かりやすい短い文章	375 自治体		P57
	文字、絵や写真の掲示	193 自治体		
③様々な避難者の意見を吸い上げるための相談窓口の設置の	設置することを想定している	1,165 自治体	67%	P58

調査項目	回答項目	市区町村数	割合	参照先
想定 (n=1,741)	設置することを想定していない 理由：今後の検討課題・今後確保予定、未検討・未着手、職員（人手）不足等	487 自治体	28%	
③-1（③で想定していると回答した方のみ）窓口への女性の配置などの配慮 (n=1,165)	配慮をしている	857 自治体	74%	P62
	配慮をしていない 理由：未検討・未着手、職員（人手）不足、今後の検討課題・今後確保予定等	294 自治体	25%	

### 3. 集計結果

#### 3.1 フェース調査

##### (1) 人口規模

ア. 貴市区町村の人口規模についてお伺いします。(Q1)

##### ①単純集計

回答のあった市区町村の人口規模で最も多かったのが「町、村」であり、896 自治体であった。次いで、「小都市（502 自治体）」、「中都市②（191 自治体）」の順であった。

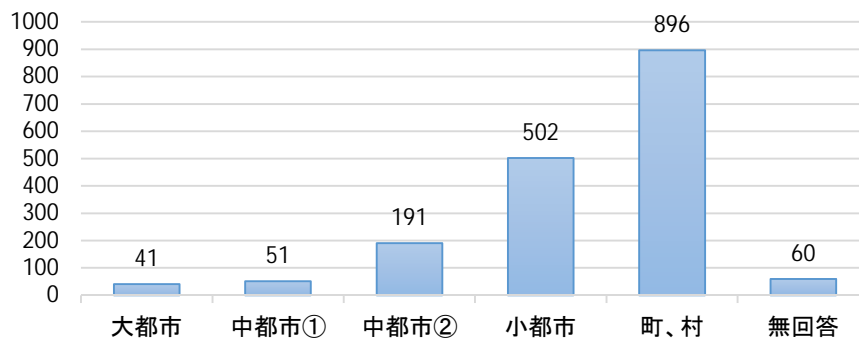


図 3. 1 人口規模 (n=1,741)

##### ②クロス集計

「人口規模 (Q1)」に関して、「南海トラフ地震防災対策推進地域内外」を分析軸としてクロス集計を行った。推進地域外は大都市 3%、中都市約 2%、中都市②約 10%、小都市約 26%、町、村が約 54%となっている。推進地域内では、推進地域外に比べ、小都市の割合が約 33%と高い結果となった。

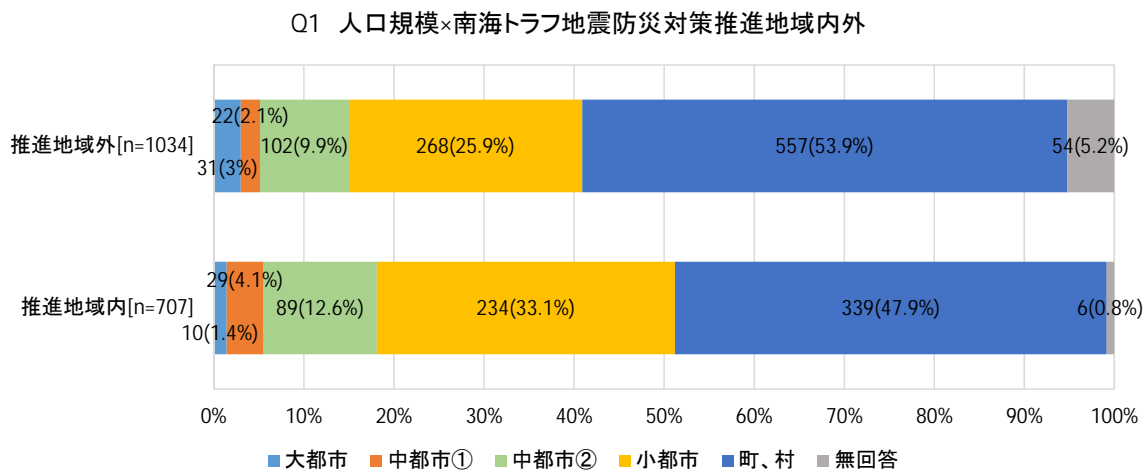


図 3. 2 人口規模 (南海トラフ地震防災対策推進地域内外の別)

また、「首都直下地震緊急対策区域内外」を分析軸としてクロス集計を行った。対策区域外では、町、村が約 55%なのに対し、対策区域内では、34%と、対策区域外に比べ、人口規模の大きい都市の割合が高い結果となった。

Q1 人口規模×首都直下地震緊急対策区域内外

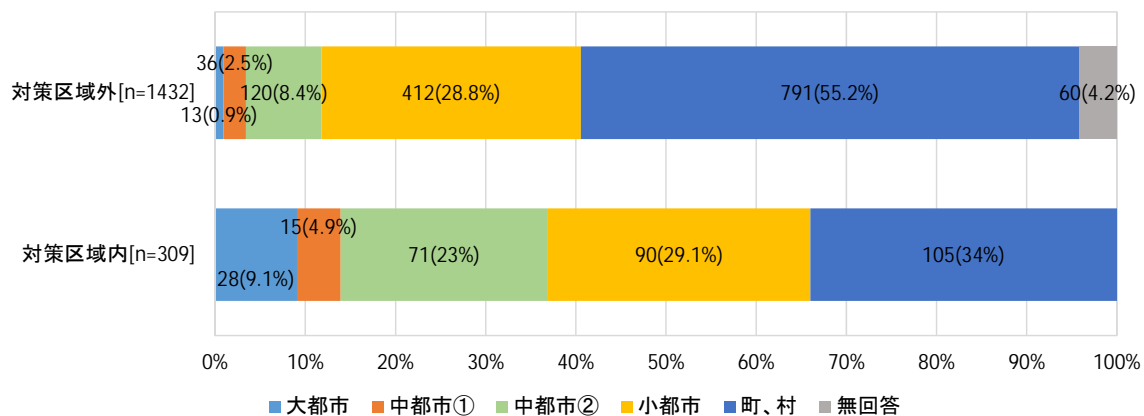


図 3.3 人口規模（首都直下地震緊急対策区域内外の別）

### 3.2 平常時における対応

#### (1) 避難所・福祉避難所の指定

##### 1) 避難所・福祉避難所（都道府県別の指定数）（Q2-1）

指定避難所数（平成 26 年 10 月 1 日現在）は、全国で合計 48,014 施設となっており、そのうち指定福祉避難所数は 7,647 施設となっている。

表 3. 1 指定避難所実態調査結果（平成 26 年 10 月 1 日現在）

NO	都道府県	指定避難所数	
			うち福祉避難所数
1	北海道	1,599	314
2	青森県	1,764	468
3	岩手県	872	65
4	宮城県	639	36
5	秋田県	145	76
6	山形県	1,034	167
7	福島県	1,922	244
8	茨城県	1,111	105
9	栃木県	228	42
10	群馬県	657	58
11	埼玉県	364	46
12	千葉県	1,121	156
13	東京都	867	236
14	神奈川県	72	2
15	新潟県	2,033	72
16	富山県	153	1
17	石川県	243	84
18	福井県	877	240
19	山梨県	876	232
20	長野県	2,932	264
21	岐阜県	1,361	269
22	静岡県	1,362	195
23	愛知県	1,147	379
24	三重県	1,244	263
25	滋賀県	469	50
26	京都府	359	19
27	大阪府	1,233	103
28	兵庫県	774	676
29	奈良県	931	137
30	和歌山県	888	176
31	鳥取県	226	26
32	島根県	1,610	145
33	岡山県	903	15
34	広島県	1,648	185
35	山口県	1,012	22
36	徳島県	1,047	31
37	香川県	435	40
38	愛媛県	1,307	133
39	高知県	1,319	101
40	福岡県	1,088	478
41	佐賀県	346	40
42	長崎県	2,274	271
43	熊本県	1,470	399
44	大分県	1,553	350
45	宮崎県	524	36
46	鹿児島県	1,191	85
47	沖縄県	784	115
	計	48,014	7,647

※避難所を指定している自治体数：944 自治体

福祉避難所を指定している自治体数：791 自治体

## 2) 福祉避難所の指定

福祉避難所を「指定している」市区町村は 791 自治体であり、全体の 45%であった。

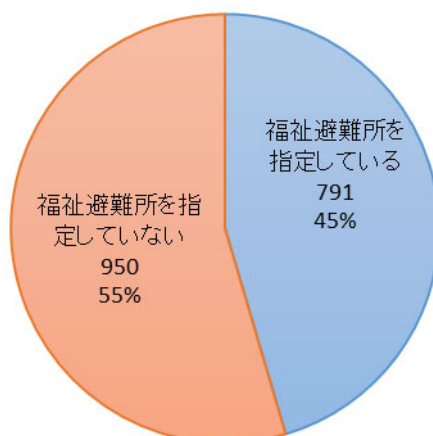


図 3. 4 福祉避難所の指定 (n=1,741)

### < 福祉避難所を「指定していない」理由 (Q2 - 3) >

- 福祉避難所を指定していない理由を有するものの中には、「実運用での工夫 (35 件)」、「既存の協定や自治体特有の基準で対応する (26 件)」、「健常者の受入れを避けるためにあえて指定していない (8 件)」という回答があった。
- 指定に向けて準備を進めているものの中には、「検討中 (140 件)」、「今後、想定する施設の指定を進める (99 件)」、「関係機関と協議・調整中 (56 件)」などの回答があった。
- 準備をしていないものの中には、「適切な施設がない (71 件)」、「未検討 (27 件)」という回答があった。

表 3. 2 福祉避難所を指定していない理由

福祉避難所を指定していない			回答例
大分類	中分類	件数	
a. 指定していない理由を有する (69 件)	① 実運用での工夫	35 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所の一部を福祉避難所スペースとして活用している。</li> <li>避難所 3 箇所を位置づけて、要支援者をサポートする職員を配置して対応している。</li> <li>社会福祉法人等と「災害時における要援護者 (要配慮者) の緊急受入れに関する協定」を締結している。</li> </ul>
	② 既存の協定や自治体特有の基準で対応する	26 件	
	③ 健常者の受入れを避けるためあえて指定していない	8 件	



福祉避難所を指定していない			回答例
大分類	中分類	件数	
			きず、被災状況によっては福祉避難所として機能しない可能性があるため、発災後に指定している。
b.準備を進めている (373件)	④検討中	140件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定に向けて作業中である。</li> <li>・避難収容人員と避難者の健康管理について検討中である。</li> </ul>
	⑤今後、想定する施設の指定を進める	99件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定する施設はあるが、指定する業務に着手できていない。</li> <li>・災害対策基本法改正前の福祉避難所に対して、今後指定を行う。</li> </ul>
	⑥関係機関と協議・調整中	56件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、関係機関と協議・調整中である。</li> </ul>
	⑦地域防災計画改定後（資料編に掲載し周知する）	39件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画を改定する中で検討を行っている。</li> </ul>
	⑧庁内で選定作業中	39件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相手先を検討している。</li> <li>・県の被害予想調査結果との重ね合わせ作業を行っている。</li> </ul>
c.準備をしていない (98件)	⑨適切な施設がない	71件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な避難所では支障を来たす方々への対応や相談のできる職員の配備がなされていない。</li> <li>・安全な場所に立地した福祉施設がない。</li> <li>・バリアフリー化や耐震化が図られていない。</li> </ul>
	⑩未検討	27件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度を熟知していなかった。</li> <li>・検討のための人員が不足している。</li> </ul>
指定していない理由について未回答等		410件	－

(2) 指定避難所の所在の住民への周知

ア. 避難所・福祉避難所の所在を住民に周知しているか (Q2-4)

①単純集計

(Q2-1で指定済の避難所が1か所以上あると回答した方のみ) 避難所・福祉避難所の所在を住民に「周知している」市区町村数は、852自治体で、指定済の避難所がある自治体(944自治体)の約90%となっている。準備を進めている自治体(26自治体)を含めると約93%となっている。(点線囲みの部分)

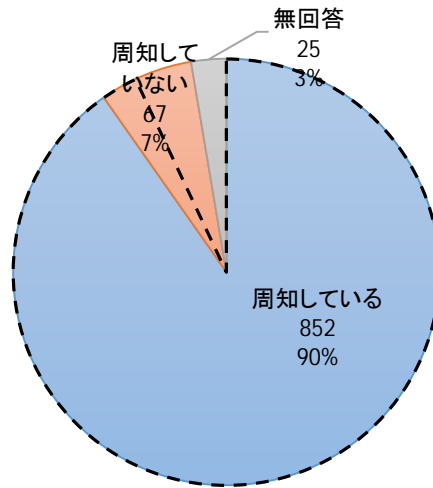


図 3.5 避難所・福祉避難所の所在を住民に周知しているか (n=944)

< 避難所・福祉避難所の所在を住民に「周知していない」理由 (Q2-4) >

- a. 周知に向けて準備を進めているものの中には、「手続き中 (11件)」、「検討中 (8件)」、「ハザードマップ公表後 (4件)」などの回答があった。
- b. 準備をしていないものの中には、「避難所の体制整備が遅れている・周知できていない (15件)」、「未検討、未着手 (1件)」という回答があった。

表 3.3 避難所・福祉避難所の所在を住民に周知していない理由

周知していない			回答例
大分類	中分類	件数	
a. 準備を進めている (26件)	① 手続き中	11件	・災害対策基本法の一部改正に伴う指定避難所や指定福祉避難所の見直しを終えていないため。
	② 検討中	8件	・これまで周知について具体的に検討していなかった。今後広報、ホームページ等で周知を行いたい。
	③ ハザードマップ公表後 (地図上に掲載し周知する)	4件	・今年度、ハンドブックを作成し配布 (周知) する。 ・現在作成中の防災マップにより周知することとしている。
	④ 地域防災計画改定後 (資料編に掲載し周知する)	3件	・防災計画の見直し途中であり、見直し完了後に周知予定。

周知していない			回答例
大分類	中分類	件数	
	知する)		
b.準備をしていない (16件)	⑤避難所の体制整備が遅れている・周知できていない	15件	・資器材の整備が遅れている。
	⑥未検討・未着手	1件	・未検討である。
周知していない理由について未回答等		25件	－

## ②クロス集計

「避難所・福祉避難所の所在の住民への周知（Q2-4）」に関して、「南海トラフ地震防災対策推進地域内外」を分析軸としてクロス集計を行った。推進地域外、推進地域内の差はほとんど見られなかった。

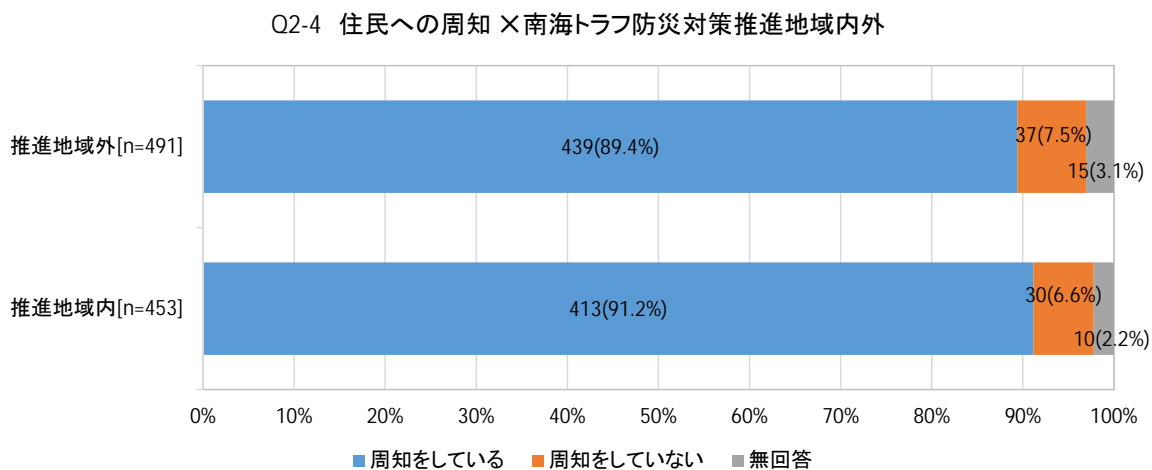


図 3. 6 避難所・福祉避難所の所在を住民に周知しているか（南海トラフ地震防災対策推進地域内外の別）

同様に、「首都直下地震緊急対策区域内外」を分析軸としてクロス集計を行った。対策区域外は避難所・福祉避難所を住民に周知している割合が約 90%に対し、対策区域内は約 94%と避難所・福祉避難所の所在を住民に周知している割合がやや高い。

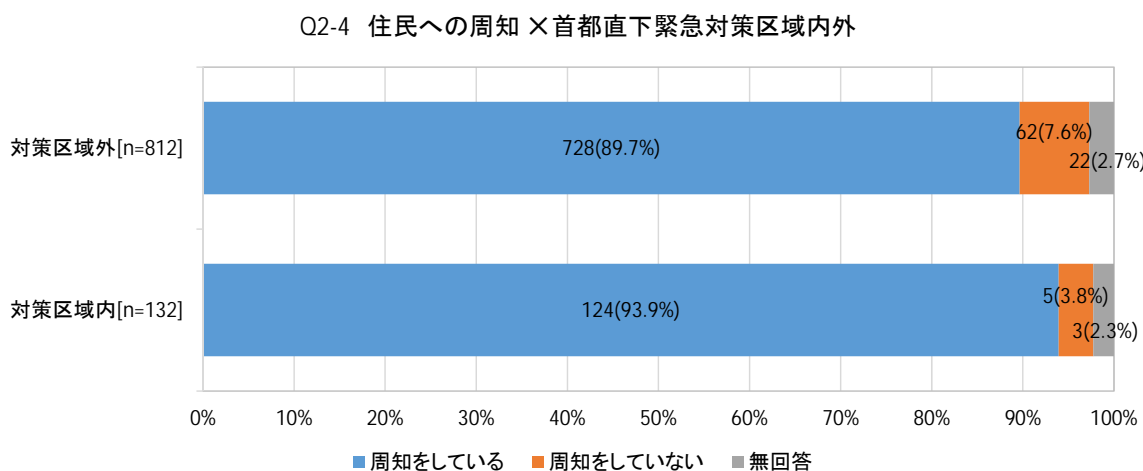


図 3. 7 避難所・福祉避難所の所在を住民に周知しているか（首都直下地震緊急対策区域内外の別）

また、「避難所・福祉避難所の所在の住民への周知（Q2）」に関して、「人口規模」を分析軸としてクロス集計を行った。避難所・福祉避難所の所在を住民に周知している割合は、中都市②約95%と最も多く、次いで大都市、中都市①の約93%であった。

Q2-4 住民への周知×人口区分

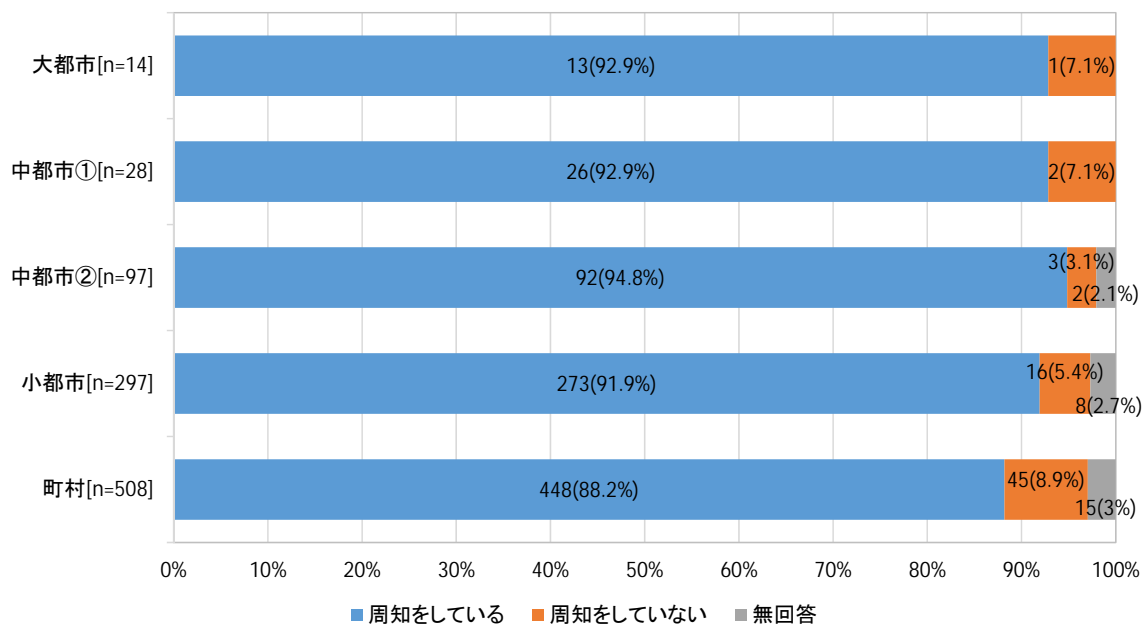


図 3. 8 避難所・福祉避難所の所在を住民に周知しているか（人口規模の別）

イ. (周知していると回答した方のみ) 周知の際の媒体 (Q 2 - 4 - 1)

①単純集計

避難所・福祉避難所の所在を住民に周知していると回答した市区町村における、周知媒体については、最も多かったのが「ホームページ」であり696自治体であった。次いで多かったのが「防災マップ (613自治体)」、「広報誌 (339自治体)」の順であった。

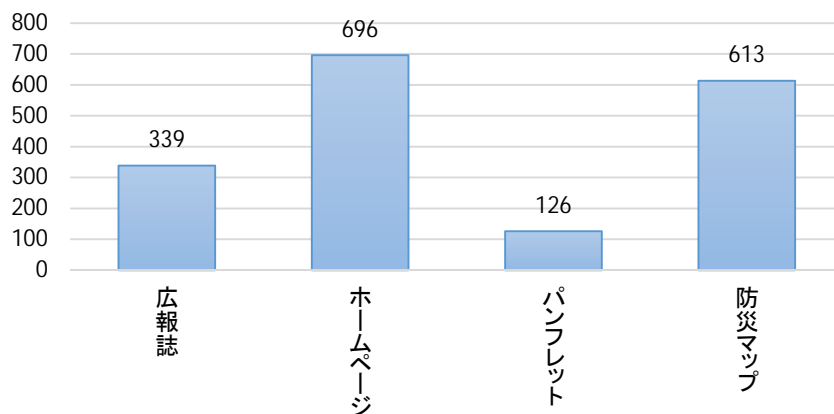


図 3. 9 周知の際の媒体 (n=852)

その他主な回答として、「掲示板」、「出前講座・説明会」、「回覧板」があり、中には、「小型画像端末」、「防災アプリ」との回答があった。

(3) 避難所における備蓄等

ア. 貴市区町村は、避難所として指定した施設内に食料・飲料水の備蓄をしていますか。(Q3-1)

①単純集計

(Q2-1で指定済の避難所が1か所以上あると回答した方のみ) 指定避難所内での備蓄の有無については、「備蓄をしている」と回答した市区町村が 659 自治体で、指定済の避難所がある自治体 (944 自治体) の約 70%となっている。準備を進めている自治体等 (200 自治体) を含めると約 91%となっている。(点線囲みの部分)

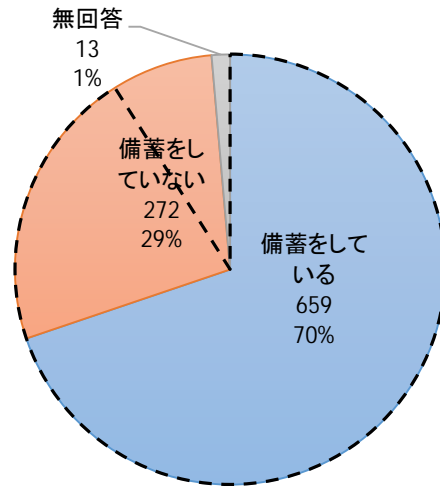


図 3. 10 指定避難所内での食料・飲料水の備蓄 (n=944)

< 避難所として指定した施設内に食料・飲料水を「備蓄をしていない」理由 (Q3-1) >

- a. 避難所として指定した施設内に食料・飲料水の備蓄をしていない理由を有するものの中には、「他の場所に保管している (127 件)」、「協定を締結している (28 件)」、「家庭内備蓄を推奨している (4 件)」という回答があった。
- b. 備蓄の準備を進めているものの中には、「検討中、整備中 (42 件)」、「他の備蓄を優先している (3 件)」という回答があった。
- c. 備蓄の準備をしていないものの中には、「スペースの不足 (24 件)」、「財源の不足 (22 件)」、「管理上の問題 (5 件)」などの回答があった。

表 3. 4 避難所として指定した施設内に食料・飲料水を「備蓄をしていない」理由

備蓄をしていない			回答例
大分類	中分類	件数	
a. 備蓄をしていない理由を有する (159 件)	①他の場所に保管している	127 件	・市役所、消防本部に備蓄している。 ・役場で一元的に管理している。 ・流通備蓄を想定している。 ・災害時は協定締結先から食糧・飲料水を購入する。 ・各家庭での備蓄及び流通品で対応する。
	②協定を締結している	28 件	
	③家庭内備蓄を推奨している	4 件	
b. 準備を進めている	④検討中・整備中	42 件	・現在、備蓄倉庫の設置を検討中であ

備蓄をしていない			回答例
大分類	中分類	件数	
(45 件)			る。 ・備蓄に向けて検討中である。
	⑤他の備蓄を優先している	3 件	・役場庁舎の備蓄品を優先的に備蓄中である。
c.準備をしていない (54 件)	⑥スペースの不足	24 件	・備蓄倉庫がない。 ・備蓄場所の確保・管理が難しい。
	⑦財源の不足	22 件	・予算に余裕がないため。
	⑧管理上の問題	5 件	・賞味期限及び品質の管理が不可能なため、備蓄していない。 ・温度・湿度の管理が難しく、品質の劣化が考えられるため、備蓄していない。
	⑨今後の検討課題・今後検討予定	2 件	・今後、更新時に検討する。
	⑩未検討	1 件	・必要と思うができていない。
備蓄をしていない理由について未回答等		14 件	－



## ②クロス集計

「避難所として指定した施設内での食料・飲料水の備蓄状況（Q3-1）」に関して、「南海トラフ地震防災対策推進地域内外」を分析軸としてクロス集計を行った。避難所の備蓄状況については、推進地域外で約65%であったのに対し、推進地域内では75%と、推進地域外に比べ、推進地域内の方が、食料・飲料水を備蓄している割合が高い。

Q3-1 避難所の食糧・飲料水の備蓄 × 南海トラフ防災対策推進地域内外

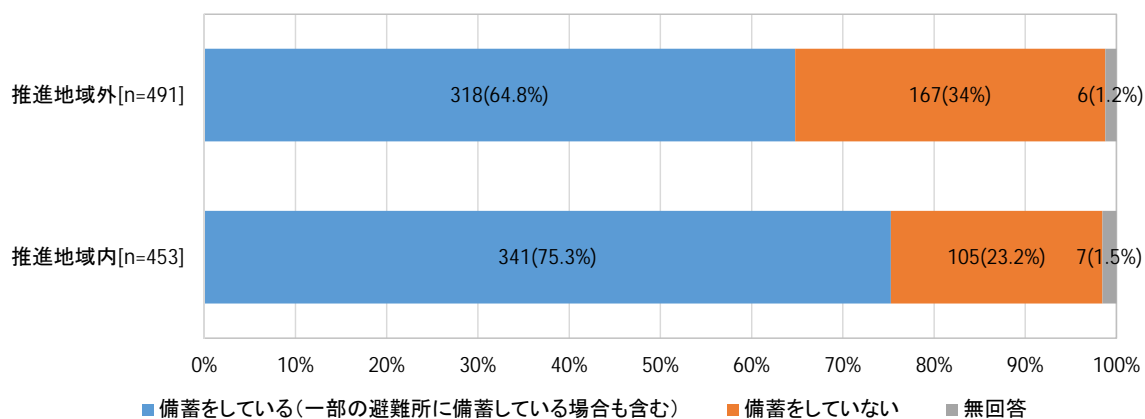


図 3. 11 指定避難所内での食料・飲料水の備蓄（南海トラフ地震防災対策推進地域内外の別）

同様に、「首都直下地震緊急対策区域内外」を分析軸としてクロス集計を行った。対策区域外では、食料・飲料水を備蓄している割合が66%に対し、対策区域内では約93%と食料・飲料水を備蓄している割合が高い。

Q3-1 避難所の食糧・飲料水の備蓄 × 首都直下緊急対策区域内外

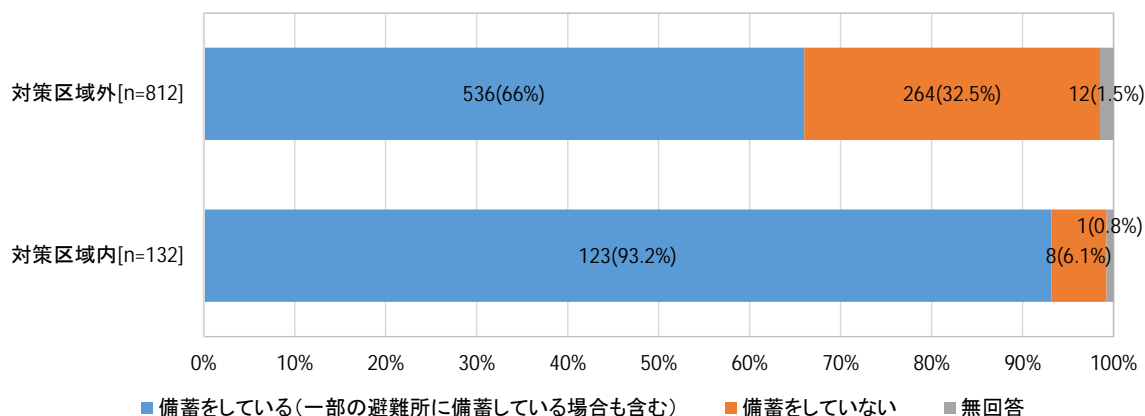


図 3. 12 指定避難所内での食料・飲料水の備蓄（首都直下地震緊急対策区域内外の別）

また、「避難所として指定した施設内での食料・飲料水の備蓄状況（Q3-1）」に関して、「人口規模」を分析軸としてクロス集計を行った。人口規模が小さくなるにつれて、食料・飲料水を備蓄している割合が小さくなる結果となった。

Q3-1 避難所の食糧・飲料水の備蓄×人口区分

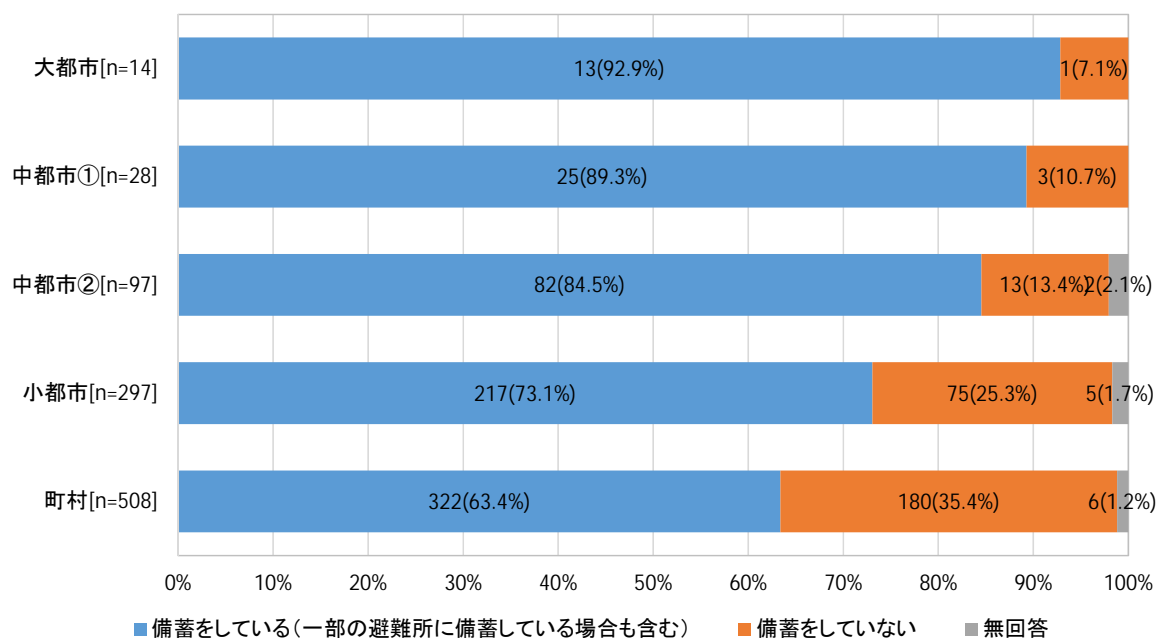


図 3. 13 指定避難所内での食料・飲料水の備蓄（人口規模の別）

イ. (Q3-1で備蓄をしていると回答した方のみ) 貴市区町村は、避難所として指定した施設内に食物アレルギーの避難者に配慮した備蓄をしていますか。(Q3-2)

①単純集計

指定避難所内での備蓄をしている市区町村のうち、特に食物アレルギーに配慮した「備蓄を行っている」市区町村は406自治体であり、全体の61%であった。

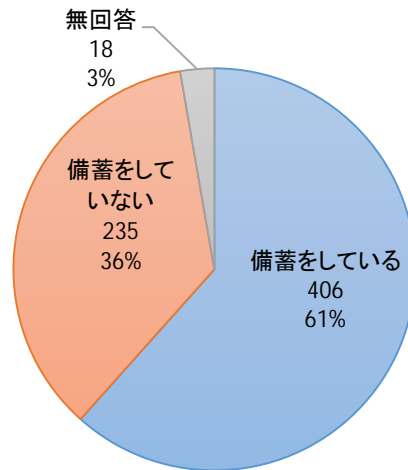


図 3. 14 食物アレルギーに配慮した備蓄 (n=659)

<避難所として指定した施設内に食物アレルギーの避難者に配慮した「備蓄をしていない」理由 (Q3-2)>

- a. 避難所として指定した施設内に食物アレルギーの避難者に配慮した備蓄をしていない理由を有するものの中には、「他の場所に保管している(19件)」、「協定を締結している(14件)」、「家庭内備蓄を推奨している(2件)」という回答があった。
- b. 備蓄の準備を進めているものの中には、「検討中、整備中(37件)」、「他の備蓄を優先している(15件)」という回答があった。
- c. 備蓄の準備をしていないものの中には、「未検討(43件)」、「スペースの不足(20件)」、「対応が困難(15件)」、などの回答があった。

表 3. 5 避難所として指定した施設内に食物アレルギーの避難者に配慮した備蓄をしていない理由

備蓄をしていない			回答例
大分類	中分類	件数	
a. 備蓄をしていない理由を有する (35件)	①他の場所に保管している	19件	・避難所ではない備蓄倉庫に備蓄している。 ・本庁舎に備蓄している。
	②協定を締結している	14件	・協定に基づく流通備蓄を想定している。 ・町内の民間事業者と災害時における協定を締結している。
	③家庭内備蓄を推奨している	2件	・自己備蓄、自己管理を原則としている。

備蓄をしていない			回答例
大分類	中分類	件数	
b.準備を進めている (52件)	④検討中・整備中	37件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、備蓄していく予定である。</li> <li>・どのような備蓄品が必要か現在検討中である。</li> <li>・今年度よりアレルゲンフリーのアルファ米（わかめごはん、田舎ごはん）を導入開始する。</li> </ul>
	⑤他の備蓄を優先している	15件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般向けの備蓄を充実させることを優先している。</li> </ul>
c.準備をしていない (93件)	⑥未検討	43件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点で考慮していない。</li> <li>・対象者が少数のため未検討である。</li> <li>・対象者を区分していない。</li> </ul>
	⑦スペースの不足	20件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄する倉庫等がない。</li> </ul>
	⑧対応が困難	15件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アレルギーといってもさまざまで、備蓄することが難しい。</li> <li>・アレルギー避難者の把握ができていない。</li> </ul>
	⑨財源の不足	14件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算的な制約がある。</li> <li>・財政上の理由から、安価な非常食を購入せざるを得ない。</li> </ul>
	⑩管理上の問題	1件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理が困難である。</li> </ul>
備蓄をしていない理由について未回答等		55件	－

## ②クロス集計

「食物アレルギーの避難者に配慮した備蓄状況（Q3-2）」に関して、「南海トラフ地震防災対策推進地域内外」を分析軸としてクロス集計を行った。食物アレルギーの避難者に配慮した備蓄をしている割合は、推進地域外約 55%に対し、推進地域内は約 67%と推進地域外に比べ、食物アレルギーの避難者に配慮した備蓄をしている割合が高い。

Q3-2 食物アレルギーの避難者に配慮した備蓄×南海トラフ防災対策推進地域内外

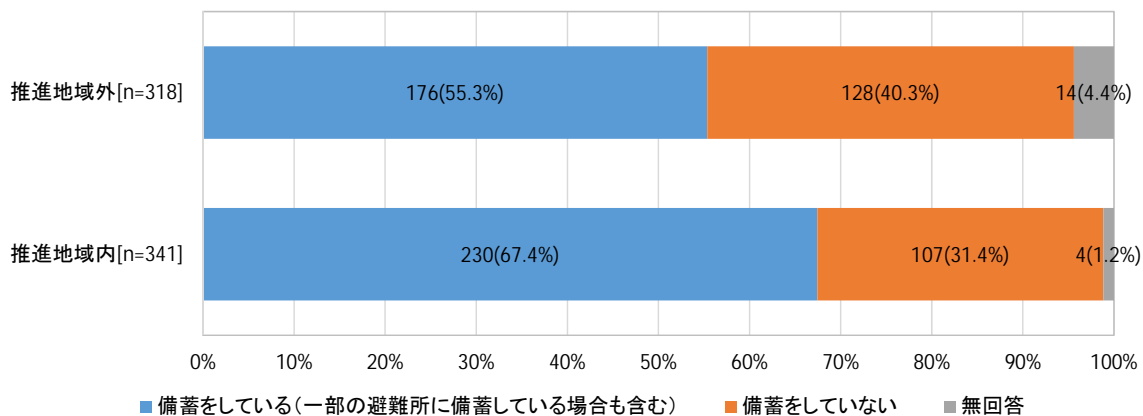


図 3. 15 食物アレルギーに配慮した備蓄（南海トラフ地震防災対策推進地域内外の別）

同様に、「首都直下地震緊急対策区域内外」を分析軸としてクロス集計を行った。対策区域外約 60%に比べ、対策区域内の方が約 70%と食物アレルギーの避難者に配慮した備蓄をしている割合が高い。

Q3-2 食物アレルギーの避難者に配慮した備蓄×首都直下緊急対策区域内外

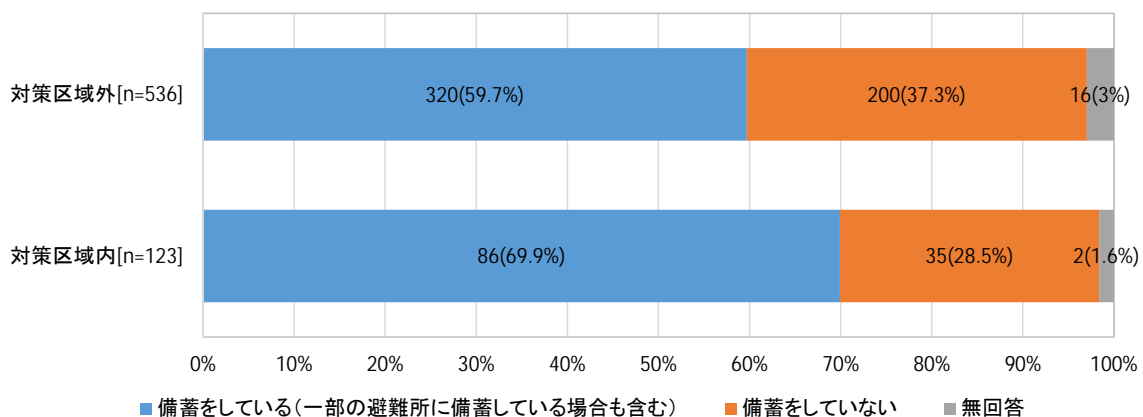


図 3. 16 食物アレルギーに配慮した備蓄（首都直下地震緊急対策区域内外の別）

また、「食物アレルギーの避難者に配慮した備蓄状況（Q3-2）」に関して、「人口規模」を分析軸としてクロス集計を行った。食物アレルギーの避難者に配慮した備蓄をしている割合は、中都市①が88%と最も多く、次いで、大都市の約85%、中都市②約84%であった。

Q3-2 食物アレルギーの避難者に配慮した備蓄×人口区分

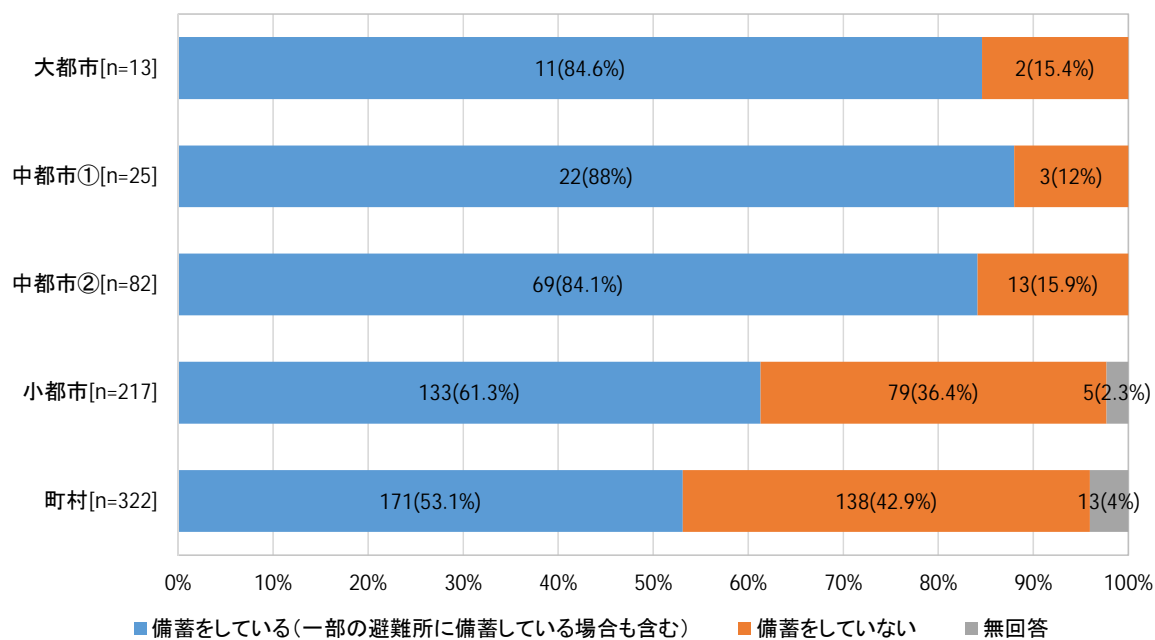


図 3. 17 食物アレルギーに配慮した備蓄（人口規模の別）

ウ. (備蓄していると回答した方のみ) 備蓄の媒体 (Q3-2-1)

①単純集計

備蓄の物資で最も多かったのが「白米 (アルファーマイ)」であり、344 自治体であった。次いで、「牛乳アレルギー対応ミルク (72 自治体)」であった。

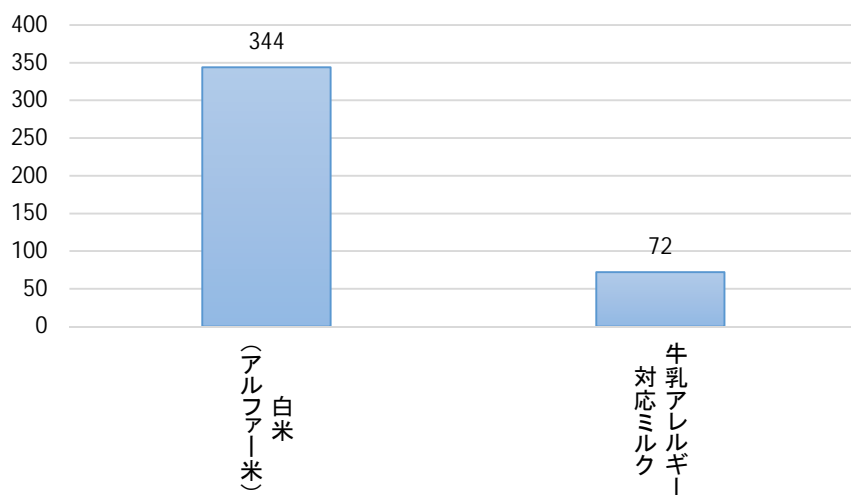


図 3. 18 備蓄の媒体 (n=406)

その他主な回答として、「おかゆ」、「備蓄用パン」、「アレルギーフリーカレー」、「ビスケット」があり、中には、「備蓄用羊かん」、「アルファーマイ (白米以外)」という回答があった。

工. 男女共同参画や要配慮者支援の視点から避難所として指定した施設内に備蓄している物資はありますか。(Q3-3)

①単純集計

(Q2-1で指定済の避難所が1か所以上あると回答した方のみ) 男女共同参画や要配慮者支援の視点から避難所内に物資を「備蓄をしている」と回答した市区町村は520自治体であり、全体の55%であった。

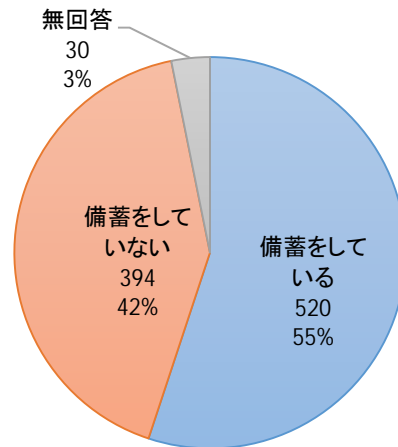


図 3. 19 男女共同参画や要配慮者視点からの備蓄 (n=944)

<男女共同参画や要配慮者支援の視点から避難所として指定した施設内に「備蓄をしていない」理由(Q3-3)>

- a. 避難所として指定した施設内に食物アレルギーの避難者に配慮した備蓄をしていない理由を有するものの中には、「他の場所に保管している(90件)」、「協定を締結している(31件)」という回答があった。
- b. 備蓄の準備を進めているものの中には、「検討中、整備中(63件)」、「他の備蓄を優先している(15件)」という回答があった。
- c. 備蓄の準備をしていないものの中には、「未検討(61件)」、「スペースの不足(39件)」、「財源の不足(38件)」などの回答があった。

表 3. 6 男女共同参画や要配慮者支援の視点から避難所として指定した施設内に備蓄をしていない理由

備蓄をしていない			回答例
大分類	中分類	件数	
a. 備蓄をしていない理由を有する (121件)	①他の場所に保管している	90件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所、消防本部に備蓄している。</li> <li>・役場で一元的に管理している。</li> </ul>
	②協定を締結している	31件	
b. 準備を進めている (78件)	③検討中・整備中	63件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画の全体見直しと共に検討している。</li> <li>・複数年かけて備蓄する予定で調整中である。</li> </ul>



備蓄をしていない			回答例
大分類	中分類	件数	
	④他の備蓄を優先している	15件	・一般の備蓄を優先している。
c.準備をしていない (145件)	⑤未検討	61件	・現時点で考慮していない。 ・備蓄品は最低限のものとしている。
	⑥スペースの不足	39件	・避難所に備蓄スペースを確保できていない。
	⑦財政の不足	38件	・予算上、一部に配慮した備蓄まで手が回らない。 ・予算確保が困難である。
	⑧今後の検討課題・今後検討予定	5件	・今後の検討予定である。
	⑨管理上の問題	2件	・指定施設での管理が難しい。
備蓄をしていない理由について未回答等		50件	－

②クロス集計

「男女共同参画や要配慮者の視点からの備蓄（Q3-3）」に関して、「南海トラフ地震防災対策推進地域内外」を分析軸としてクロス集計を行った。男女共同参画や要配慮者の視点からの備蓄をしている割合は、推進地域外が約48%に対し、推進地域内は63.4%と推進地域内の方が高い結果となった。

Q3-3 男女共同参画や要配慮者支援の視点からの備蓄物資×南海トラフ防災対策推進地域内外

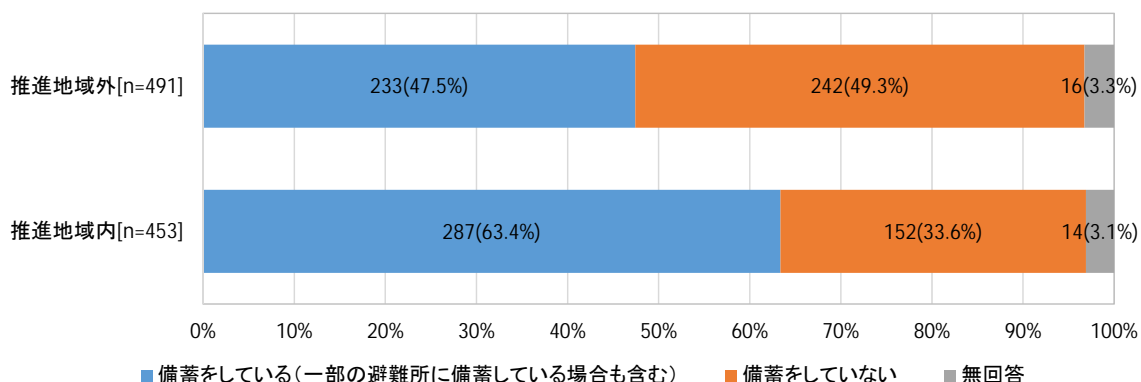


図 3. 20 男女共同参画や要配慮者視点からの備蓄（南海トラフ地震防災対策推進地域内外の別）

同様に、「首都直下維持新緊急対策区域内外」を分析軸としてクロス集計を行った。男女共同参画や要配慮者の視点からの備蓄をしている割合は、対策区域外が約52%に対し、対策区域内は約77%と対策区域内の方が高い結果となった。

Q3-3 男女共同参画や要配慮者支援の視点からの備蓄物資×首都直下緊急対策区域内外

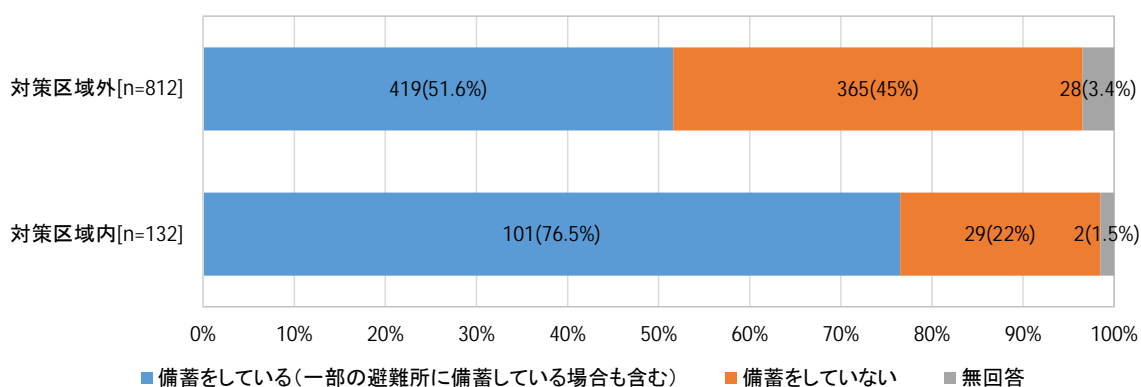


図 3. 21 男女共同参画や要配慮者視点からの備蓄（首都直下地震緊急対策区域内外の別）

また、「男女共同参画や要配慮者視点からの備蓄（Q3-3）」に関して、「人口規模」を分析軸としてクロス集計を行った。大都市、中都市①が、78.6%と最も多く、人口規模が小さくなるにつれて、男女共同参画や要配慮者の視点からの備蓄をしている割合が小さくなる。

Q3-3 男女共同参画や要配慮者支援の視点からの備蓄物資×人口区分

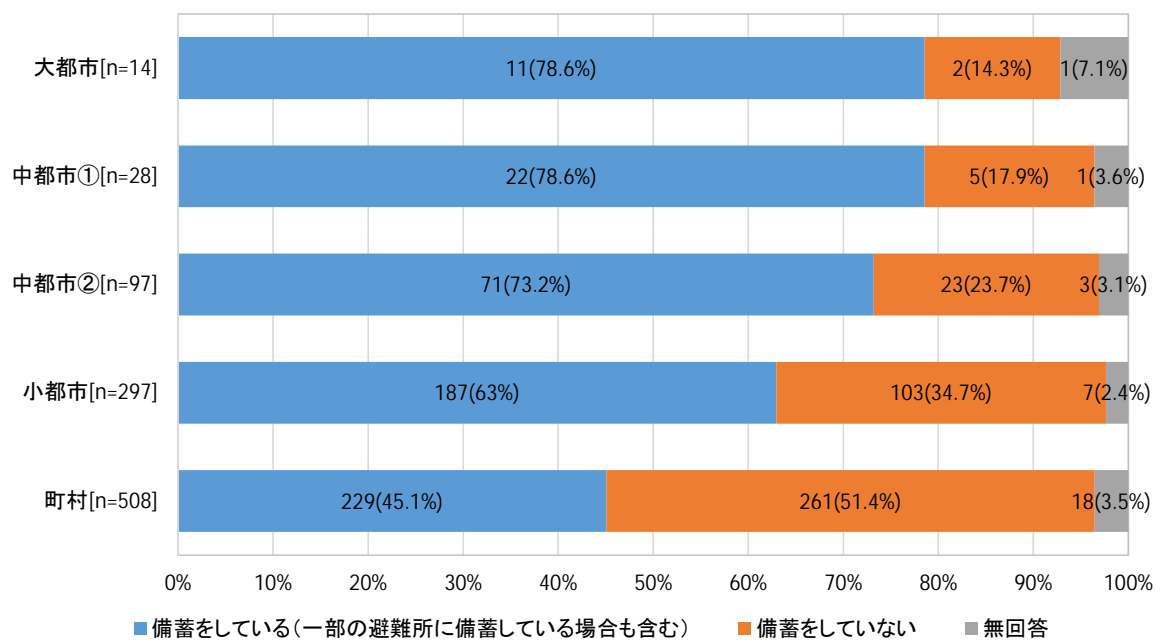


図 3. 22 男女共同参画や要配慮者視点からの備蓄（人口規模の別）

オ. (備蓄していると回答した方のみ) 備蓄の媒体 (Q3-3-1)

①単純集計

男女共同参画や要配慮者の視点から避難所に備蓄している物資の内容について調査した。最も多かったのは、「紙おむつ (小児用)」、「紙おむつ (成人用)」であり 307 自治体であった。次いで、「間仕切り (279 自治体)」、「生理用品 (267 自治体)」の順であった。

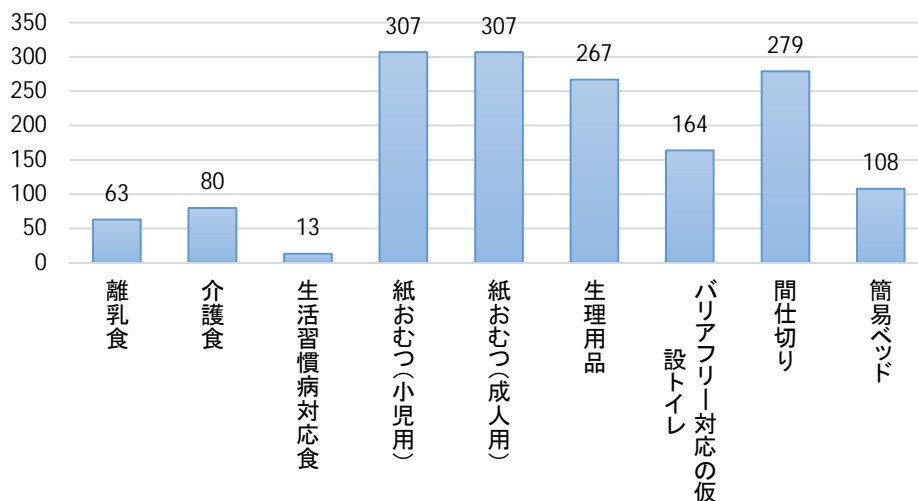


図 3. 23 備蓄している物資の内容 (n=520)

その他主な回答として、「粉ミルク」、「プライバシーテント」、「プライベートルーム」、「哺乳瓶」があり、中には、「防犯ブザー」、「女性用トイレ (女性に配慮した災害時用トイレ)」という回答があった。

(4) 要配慮者に対する支援体制

ア. 貴市区町村は、自主防災組織、地区代表者等と連携した、要配慮者に対する支援体制の整備を行っていますか。(Q4-1)

①単純集計

要配慮者に対する「支援体制を整備している」と回答した市区町村は 1,143 自治体で、全市区町村 (1,741 自治体) の約 66%となっている。準備を進めている自治体 (232 自治体) を含めると約 79%となっている。(点線囲みの部分)

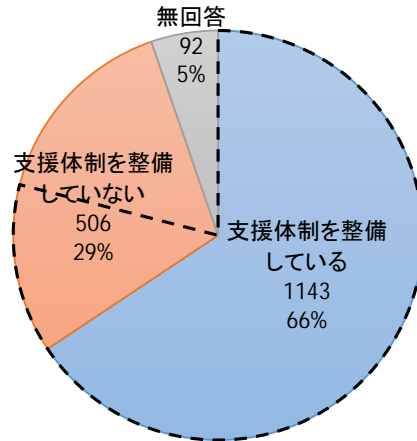


図 3. 24 要配慮者に対する支援体制の整備 (n=1,741)

<要配慮者に対する「支援体制を整備していない」理由(Q4-1)>

- 要配慮者に対する支援体制を整備していない理由を有するものの中には、「状況に応じて対応可能である (5 件)」という回答があった。
- 支援体制の整備に向けて準備を進めているものの中には、「検討中、整備中 (150 件)」「名簿・台帳作成、地域防災計画改定、支援計画策定後 (56 件)」「関係機関と協議・調整 (14 件)」などの回答があった。
- 準備をしていないものの中には、「今後の検討課題、今後検討予定 (89 件)」「自主防災組織等がない、協力を得られるか課題 (23 件)」「職員 (人手) 不足 (19 件)」などの回答があった。

表 3. 7 要配慮者に対する支援体制を整備していない理由

支援体制を整備していない			回答例
大分類	中分類	件数	
a. 整備していない理由を有する (5 件)	① 状況に応じて対応可能である	5 件	・体制は決めていないが、避難所運営マニュアルを元に、臨機応変に対応する。 ・ケアマネージャーが個別に対応する。
b. 準備を進めている (232 件)	② 検討中・整備中	150 件	
	③ 名簿・台帳作成、地域防災計画改定、支援計画策定後	56 件	・避難行動要支援者名簿ができた段階で、地域毎 (避難所毎) の要配慮者にあつた支援体制の整備 (ハード、ソフト) について、検討する。

支援体制を整備していない			回答例
大分類	中分類	件数	
	④関係機関と協議・調整	14件	・要配慮者の避難所での対応や環境整備に努めるが、まだ自主防災組織や地区代表者とは連携はしていない。
	⑤内部で選定作業・調整中	12件	・要配慮者の範囲を協議中である。
c.準備をしていない (143件)	⑥今後の検討課題・今後検討予定	89件	・今後支援体制の整備を検討する。
	⑦自主防災組織等がない、協力を得られるか課題	23件	・自主防災組織がないことから、民生委員との連携協力のみで支援体制を整備している。 ・自主防災組織の数が少なく、体制を整備できる状況にない。
	⑧職員（人手）不足	19件	・少数の職員体制であるため、整備が進んでいない。
	⑨避難所の体制整備が遅れている	8件	・福祉避難所を選定した後、当該施設にあった備蓄品を用意する予定。
	⑩財源の不足	4件	・予算確保が難しい。
支援体制を整備していない理由について未回答等		126件	－

## ②クロス集計

「自主防災組織、地区代表者等と連携した要配慮者に対する支援体制の整備状況（Q4-1）」に関して、「南海トラフ地震防災対策推進地域内外」を分析軸としてクロス集計を行った。要配慮者に対する支援体制を整備している割合は、推進地域外、推進地域内ともに約68%とほとんど差が見られなかった。

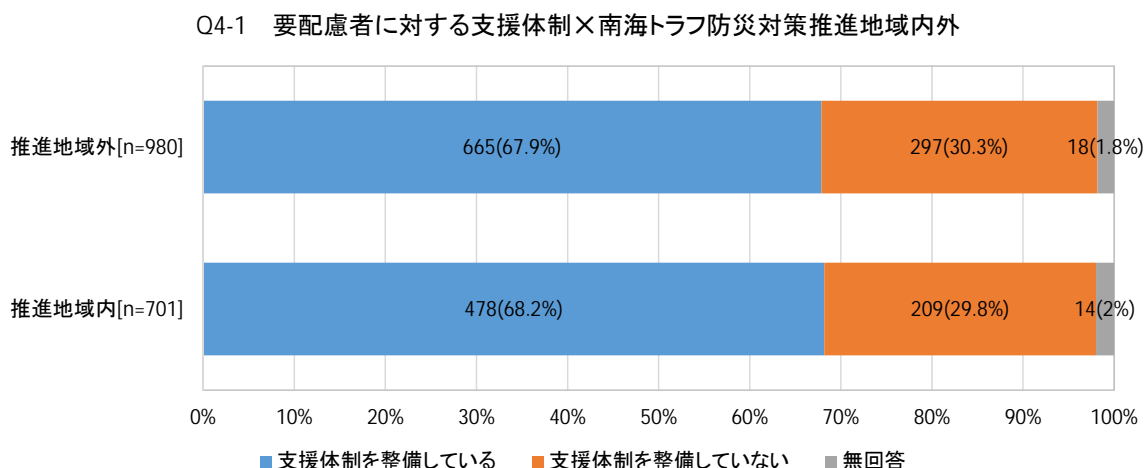


図 3. 25 要配慮者に対する支援体制の整備（南海トラフ地震防災対策推進地域内外の別）

同様に、「首都直下地震緊急対策区域内外」を分析軸としてクロス集計を行った。要配慮者に対する支援体制を整備している割合は、対策区域外が約61%なのに対し、対策区域内は約76%と、対策区域外に比べ要配慮者に対する支援体制を整備している割合が高い結果となった。

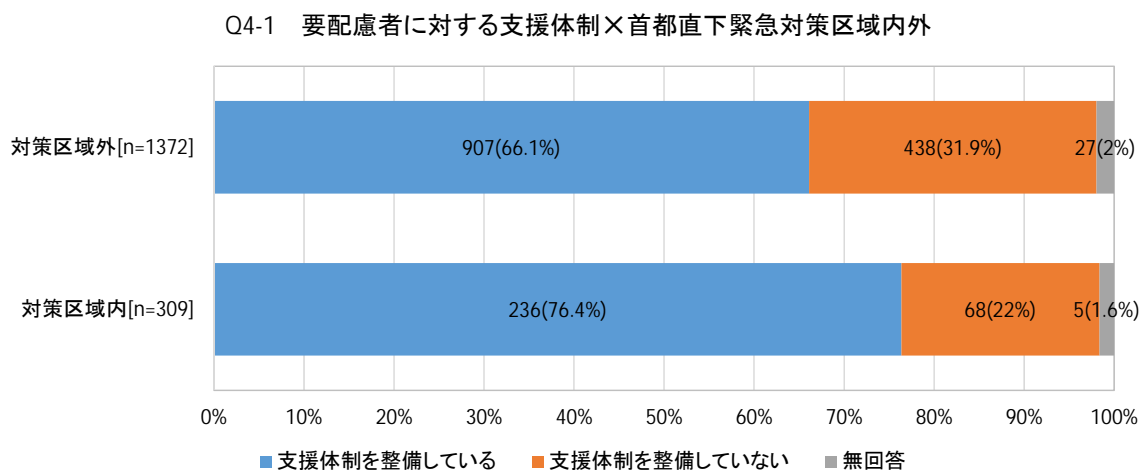


図 3. 26 要配慮者に対する支援体制の整備（首都直下地震緊急対策区域内外の別）

また、「自主防災組織、地区代表者等と連携した要配慮者に対する支援体制の整備状況（Q4-1）」に関して、「人口規模」を分析軸としてクロス集計を行った。要配慮者に対する支援体制を整備している割合は、大都市が約 90%と最も多く、次いで中都市②の約 79%、中都市①の約 73 の順であった。

Q4-1 要配慮者に対する支援体制×人口区分

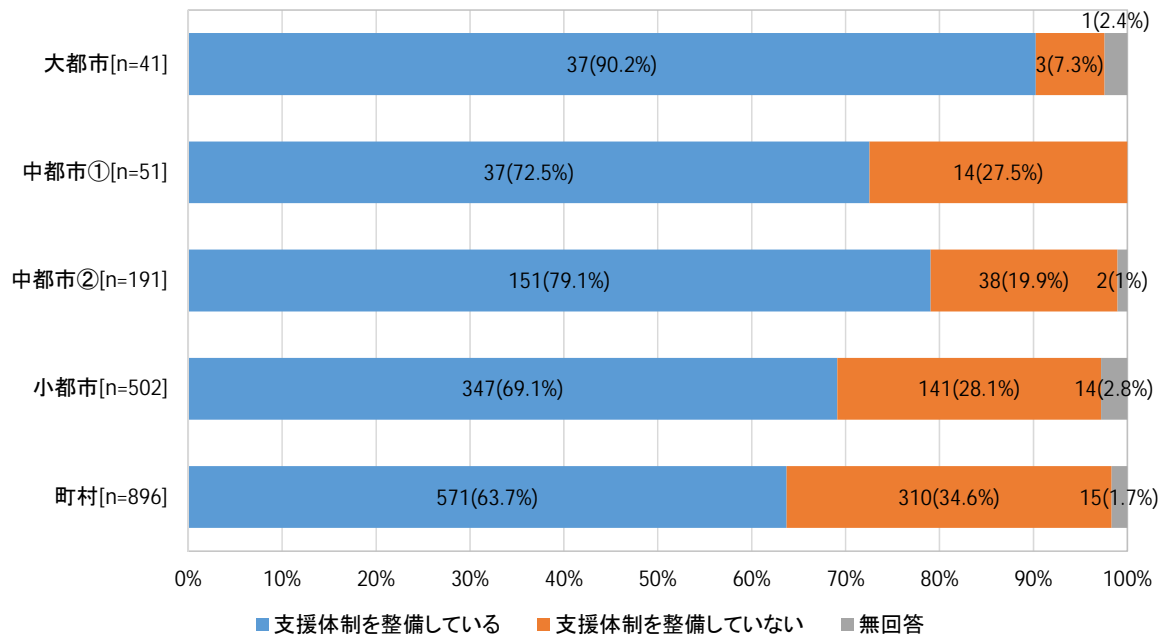


図 3. 27 要配慮者に対する支援体制の整備（人口規模の別）



イ. (支援体制を整備していると回答した方のみ) 整備の内容 (Q 4 - 1 - 1)

①単純集計

支援体制の具体的な整備内容で最も多かったのが、「在宅避難する要配慮者の安否確認」であり 760 自治体であった。次いで、「避難所内での要配慮者用スペースの確保 (519 自治体)」、「物資提供 (348 自治体)」の順であった。

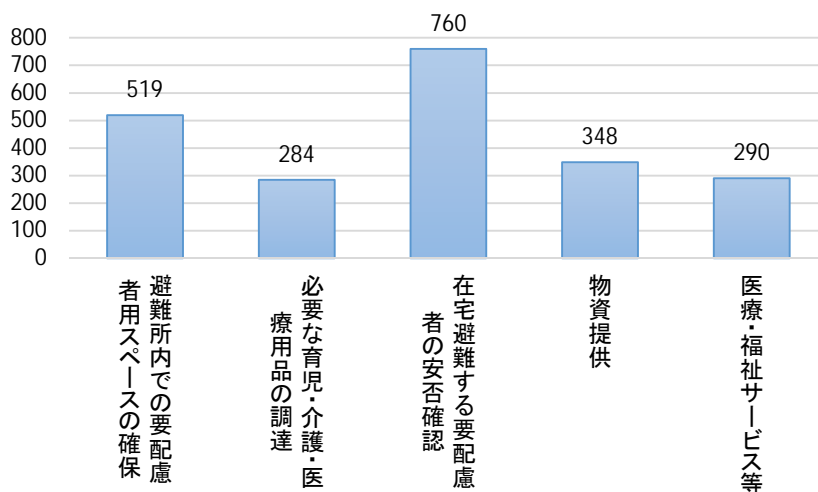


図 3. 28 支援体制の整備の内容 (n=1,143)

その他主な回答として、「名簿・台帳を用いた安否確認」、「相談窓口の設置」、「要配慮者を想定した避難訓練」があり、中には、「防災ラジオの貸与」、「避難所開設情報のメール通知」という回答があった。

ウ. 貴市区町村は、被災生活の長期化を想定し、要配慮者を被災地外の適切な施設に避難させることについて、他の市区町村と協定を締結していますか。(Q4-2)

④単純集計

他の市区町村との間で「協定を締結している」と回答した市区町村は712自治体であり、全体の41%であった。

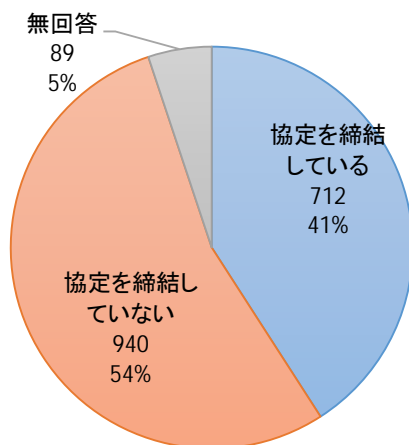


図 3. 29 他の市区町村との間での協定の締結 (n=1,741)

<被災生活の長期化を想定した要配慮者の避難について「協定を締結していない」理由(Q4-2)>

- a.被災生活の長期化を想定した要避難者の避難について協定を締結していない理由を有するものの中には、「既存の災害時協定等、応援を要請する取決めが為されており、その範疇で対応する(63件)」、「管内の施設間運用、民間事業者との連携等、管内における運用の工夫で対応する(43件)」、「協定の必要性が今のところない(22件)」という回答があった。
- b.締結の準備を進めているものの中には、「検討中、整備中(144件)」、「関係機関と協議・調整中(協定締結に向けた準備)(12件)」という回答があった。
- c.締結の準備をしていないものの中には、「未検討、未着手(231件)」、「今後の検討課題、今後検討予定(115件)」、「適切な施設、協定先がない(29件)」などの回答があった。

表 3. 8 被災生活の長期化を想定した要配慮者の避難について協定を締結していない理由

協定を締結していない			回答例
大分類	中分類	件数	
a. 締結していない理由を有する(128件)	① 既存の災害時協定等、応援を要請する取決めが為されており、その範疇で対応する	63件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域防災計画で県及び他市区町村へ協力を求めるものとしている。</li> <li>・ 町内の施設で十分と考えている。</li> <li>・ 福祉避難所及び避難所の要配慮者専用スペースの環境整備や、地域の共助を支援・推進することにより、被</li> </ul>
	② 管内の施設間運用、民間事業者との連携等、管内における運用の工夫で対応する	43件	

協定を締結していない			回答例
大分類	中分類	件数	
			<p>災生活の長期化にも対応していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性を感じない。</li> <li>・市外への避難を必要とする災害を想定していない。</li> </ul>
b. 準備を進めている (156件)	④検討中・整備中	144件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定を検討中である。</li> </ul>
	⑤関係機関と協議・調整中（協定締結に向けた準備）	12件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、協定締結に向けて協議・調整中である。</li> </ul>
c. 準備をしていない (384件)	⑥未検討・未着手	231件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な想定を行っていない。</li> <li>・検討を行う人員と時間が不足している。</li> </ul>
	⑦今後の検討課題、今後検討予定	115件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の一時受け入れについては、協定締結しているが、要配慮者については今後検討していく。</li> </ul>
	⑧適切な施設や協定先がない	29件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要と考えるが協定締結先がない。</li> <li>・自治体の規模やお互いの距離などの観点から、適当な相手方が見つからない。</li> </ul>
	⑨適切な施設の所在に関して他の市区町村の状況が分からない	9件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定先の情報及びノウハウが不足している。</li> </ul>
協定を締結していない理由について未回答等		272件	—

## ②クロス集計

「被災生活の長期化を想定した要配慮者避難に関する協定（Q4-2）」に関して、「南海トラフ地震防災対策推進地域内外」を分析軸としてクロス集計を行った。要配慮者避難に関する協定を締結している割合は、推進地域外、推進地域内で差はほとんど見られなかった。

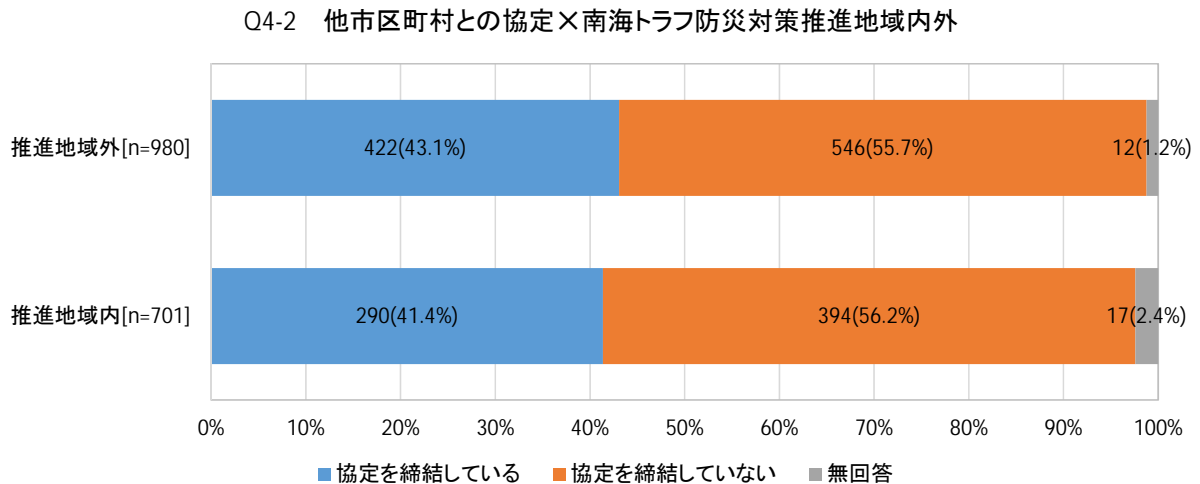


図 3. 30 被災生活の長期化を想定した要配慮者避難に関する協定（南海トラフ地震防災対策推進地域内外の別）

同様に、「首都直下地震緊急対策区域内外」を分析軸としてクロス集計を行った。他市区町村と協定を結んでいる割合は、対策区域外では約 41%だったのに対し、対策区域内では約 50%と対策区域外に比べ、他市区町村と協定を結んでいる割合が高い結果となった。

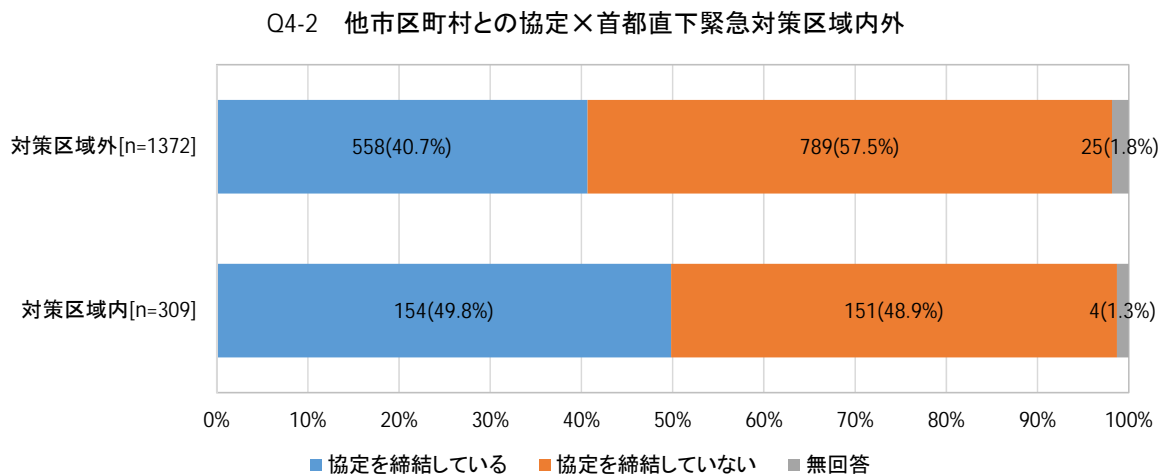


図 3. 31 被災生活の長期化を想定した要配慮者避難に関する協定（首都直下地震緊急対策区域内外の別）

また、「被災生活の長期化を想定した要配慮者に関する協定（Q4-2）」に関して、「人口規模」を分析軸としてクロス集計を行った。協定を締結している割合は、中都市②が最も多く、次いで、大都市の48.8%、中都市①47.1%の順であった。

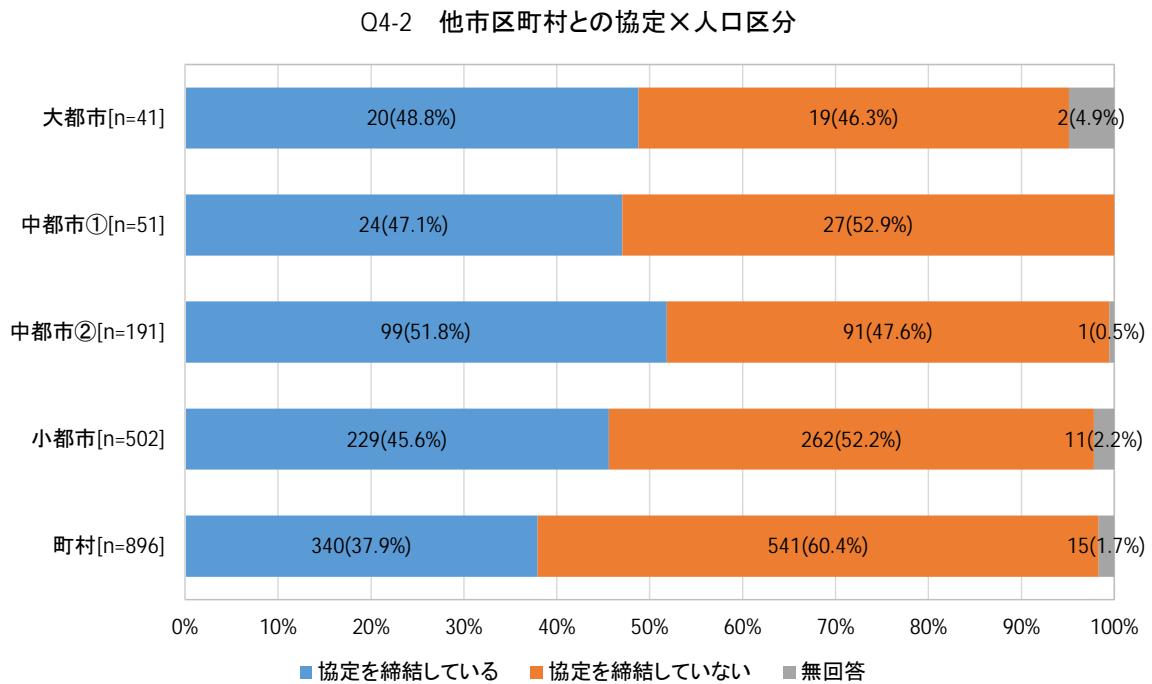


図 3. 32 被災生活の長期化を想定した要配慮者避難に関する協定（人口規模の別）

(5) 避難所運営の手引き（マニュアル）の作成

ア. 避難所運営の手引（マニュアル）を作成していますか。（Q5）

①単純集計

避難所運営の手引（マニュアル）を「作成済」と回答した市区町村は 676 自治体であり、全体の 39%であった。また、「作成中」と回答した市区町村は 467 自治体であり、全体の 27%であった。（66%の市区町村が作成済、作成中と回答）準備を進めている自治体（112 自治体）を含めると約 72%となっている。（点線囲みの部分）

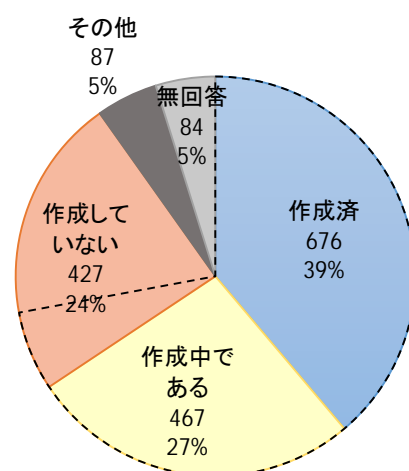


図 3. 33 避難所運営の手引き（マニュアル）の作成状況 (n=1,741)

< 避難所運営の手引き（マニュアル）を「作成していない」理由（Q5） >

- 避難所運営の手引き（マニュアル）を作成していない理由を有するものの中には、「国や県のマニュアルを準用する（19 件）」、「他の計画で運用する（8 件）」という回答があった。
- 作成の準備を進めているものの中には、「検討中（87 件）」、「名簿・台帳作成、地域防災計画改定、支援計画策定後（25 件）」という回答があった。
- 作成の準備をしていないものの中には、「今後の検討課題、今後作成予定（90 件）」、「職員（人手）不足（63 件）」、「未検討、未着手（32 件）」などの回答があった。

表 3. 9 避難所運営の手引き（マニュアル）を作成していない理由

作成していない			回答例
大分類	中分類	件数	
a. 作成していない理由を有する (27 件)	①国や県のマニュアルを準用する	19 件	・ 県の作成しているマニュアルを準用している。 ・ 防災計画に記載されている内容に基づき運営を行う。
	②他の計画で運用する	8 件	
b. 準備を進めている (112 件)	③検討中	87 件	・ 現在、作成の検討中である。
	④名簿・台帳作成、地域防災計画改定、支援計画策定後	25 件	・ 避難勧告等の判断・伝達マニュアルや防災ハザードマップの見直し作業等を優先して行っている。 ・ 要配慮者名簿、地域防災計画の見直し

作成していない			回答例
大分類	中分類	件数	
			しの作業を優先して行っている。
c. 準備をしていない (198件)	⑤今後の検討課題・今後作成予定	90件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性は感じているが検討に至っていない。</li> <li>・指定避難所を選定した後、当該施設に見合ったマニュアルを作成する。</li> <li>・今後作成を予定している。</li> <li>・今後、作成に向けて検討する。</li> </ul>
	⑥職員（人手）不足	63件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成したいが職員に余裕がない。</li> <li>・担当者が不足している。</li> </ul>
	⑦未検討・未着手	32件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害の経験がなく必要性を感じていない。</li> <li>・優先順位が低く、未検討である。</li> <li>・マニュアルを必要とする大規模な災害の経験がない。</li> </ul>
	⑧作成方法が分からない	13件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所を運営した経験がなく、どういった手引きを作成すべきか判断がつかず、作成事務が進んでいない。</li> <li>・マニュアル作成知識が不足している。</li> </ul>
作成していない理由について未回答等		90件	－

## ②クロス集計

「避難所運営の手引き（マニュアル）の作成状況（Q5）」に関して、「南海トラフ地震防災対策推進地域内外」を分析軸としてクロス集計を行った。避難所運営の手引き（マニュアル）を作成している割合は、推進地域外が約35%に対し、推進地域内は約47%と、推進地域外に比べ、避難所運営の手引き（マニュアル）を作成している割合が高い。

Q5 避難所運営手引き（マニュアル）の作成×南海トラフ防災対策推進地域内外

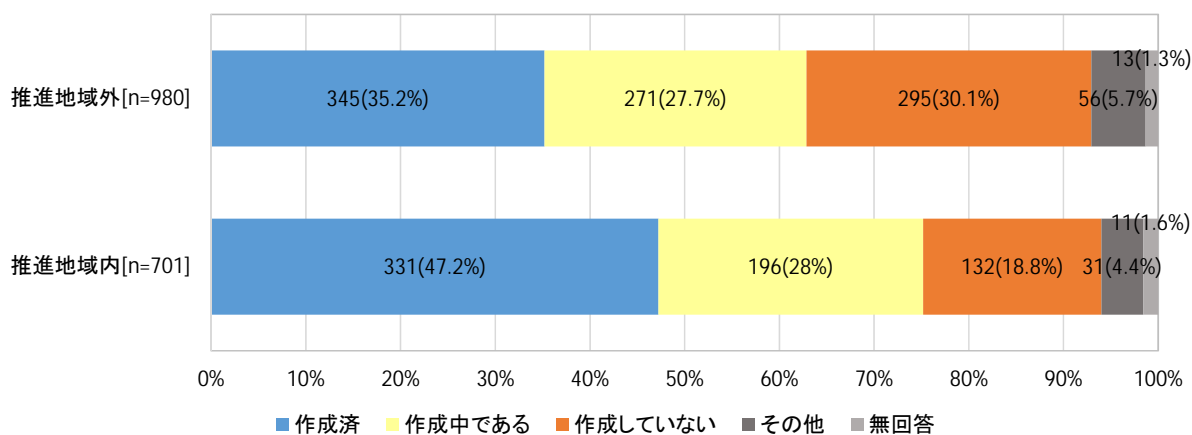


図 3. 34 避難所運営の手引き（マニュアル）の作成状況（南海トラフ地震防災対策推進地域内外の別）

同様に、「首都直下地震緊急対策区域内外」を分析軸としてクロス集計を行った。避難所運営の手引き（マニュアル）を作成している割合は、対策区域外が約38%に対し、対策区域内は約52%と、対策区域外に比べ、避難所運営の手引き（マニュアル）を作成している割合が高い。

Q5 避難所運営手引き（マニュアル）の作成×首都直下緊急対策区域内外

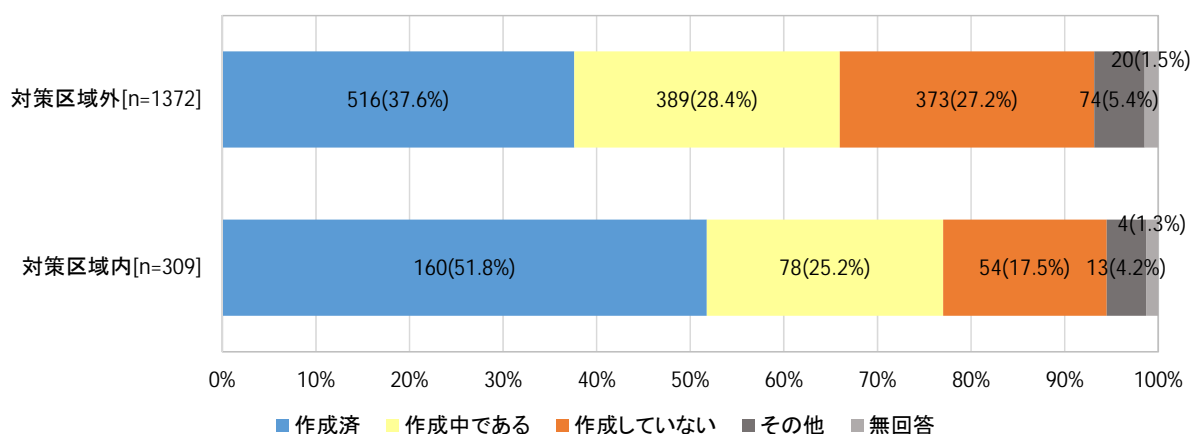


図 3. 35 避難所運営の手引き（マニュアル）の作成状況（首都直下地震緊急対策区域内外の別）



また、「避難所運営の手引き（マニュアル）の作成状況（Q5）」に関して、「人口規模」を分析軸としてクロス集計を行った。避難所運営の手引き（マニュアル）を作成している割合は、大都市が約83%と最も多く、人口規模が小さくなるにつれて、避難所運営の手引き（マニュアル）を作成している割合が小さくなる結果となった。

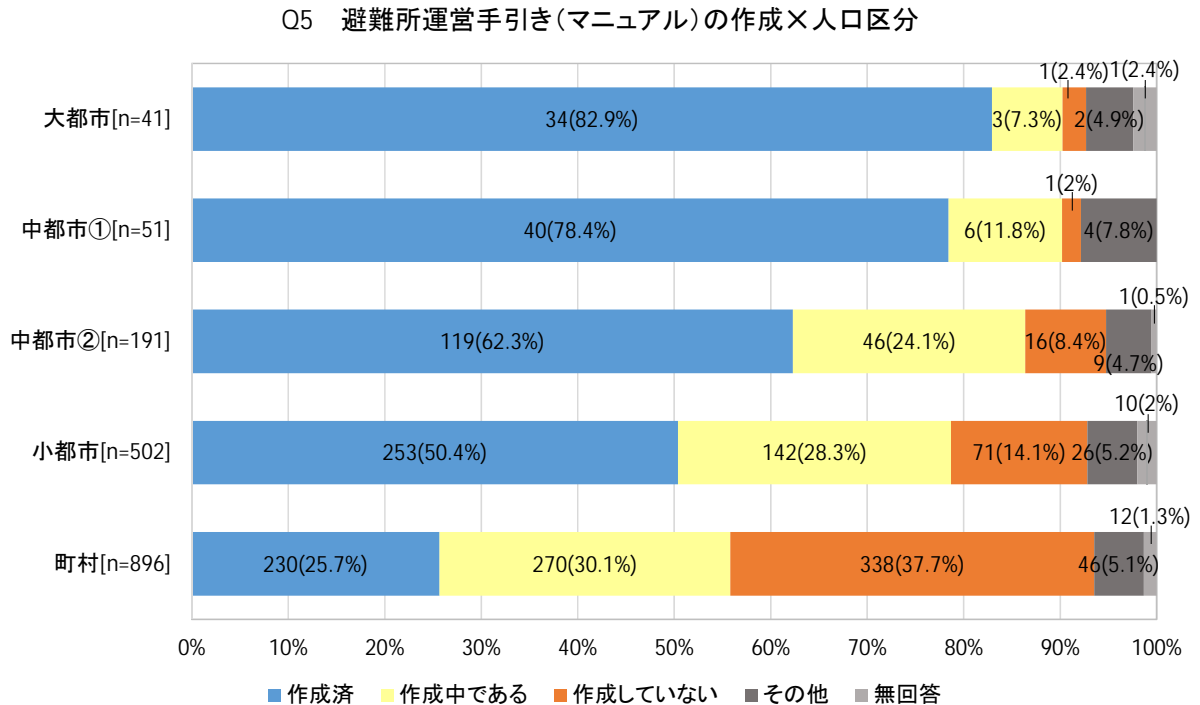


図 3. 36 避難所運営の手引き（マニュアル）の作成状況（人口規模の別）

その他主な回答として、「作成の予定がある」、「同種の内容を地域防災計画に記載がある」といった回答があり、中には、「共通マニュアルとは別に避難所単位の簡易マニュアルを作成中」、「要配慮者が避難する福祉避難所に関するマニュアルを作成予定」との回答があった。

### 3.3 発災後における対応

#### (1) 被災者への情報提供

ア. 貴市区町村では、災害発生時に被災者への情報提供や被災者相互の安否確認、避難所外被災者（在宅避難者等）の情報入手を行うための通信手段が避難所に確保されていますか。（Q6-1）

##### ①単純集計

災害発生時に被災者への情報提供や被災者相互の安否確認、避難所外被災者（在宅避難者）の情報入手を行うための通信手段の避難所での確保状況を調査した。「通信手段を避難所に確保している」と回答した市区町村は1,476自治体で、全市区町村（1,741自治体）の約85%となっている。準備を進めている自治体（60自治体）を含めると約88%となっている。（点線囲みの部分）

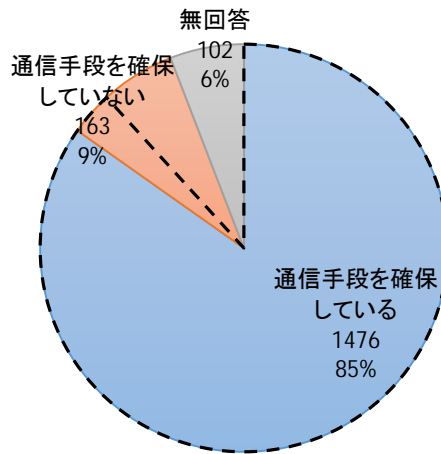


図 3. 37 避難所内での通信手段の確保 (n=1,741)

#### < 避難所に「通信手段を確保していない」理由 (Q6-1) >

- 避難所に通信手段を確保していない理由を有するものの中には、「携帯電話、防災ラジオなどで代用する（6件）」、「常設ではなく災害時に設置する（5件）」という回答があった。
- 確保の準備を進めているものの中には、「検討中（21件）」、「一部の避難所では配備済（全ての避難所に完備しているわけではない）（20件）」、「通信手段を検討している（19件）」という回答があった。
- 確保の準備をしていないものの中には、「今後の検討課題、今後確保予定（19件）」、「指定避難所の指定後、避難所体制の整備後（15件）」、「財源の不足（12件）」などの回答があった。

表 3. 10 避難所に通信手段を確保していない理由

通信手段を確保していない			回答例
大分類	中分類	件数	
a. 確保していない理由を有する (11件)	①携帯電話・防災ラジオなどで代用する	6件	・携帯電話で対応する。
	②常設でなく災害時に設置する	5件	・避難所開設時に携行し設置する。 ・避難所開設時に電話・無線機を配備予定。

通信手段を確保していない			回答例
大分類	中分類	件数	
			・緊急時には、他の施設の備品で代用する。
b. 準備を進めている (60件)	③検討中	21件	・現在検討中である。
	④一部の避難所では配備済（全ての避難所に完備しているわけではない）	20件	・一部避難所には用意があるが、全ての避難所への確保には至っていない。
	⑤通信手段を検討している	19件	・全避難所に防災アナログ電話を整備する予定である。 ・緊急防災ラジオ、テレビ音声文字装置等の整備を検討中である。
c. 準備をしていない (53件)	⑥今後の検討課題・今後確保予定	19件	・必要性は感じているが検討に至っていない。 ・今後整備していく。
	⑦指定避難所の指定後、避難所体制の整備後	15件	・避難所体制が整っていない。
	⑧財源の不足	12件	・予算不足のため整備ができていない。
	⑨未検討・未着手	6件	・特段の理由なし。
	⑩職員（人手）不足	1件	・確保したいが職員に余裕がない。
通信手段を確保していない理由について未回答等		39件	－

## ②クロス集計

「通信手段の避難所での確保状況（Q6-1）」に関して、「南海トラフ地震防災対策推進地域内外」を分析軸としてクロス集計を行った。避難所での通信手段を確保している割合は、推進地域外、推進地域内の差がほとんどなかった。

Q6-1 避難所の通信手段×南海トラフ防災対策推進地域内外

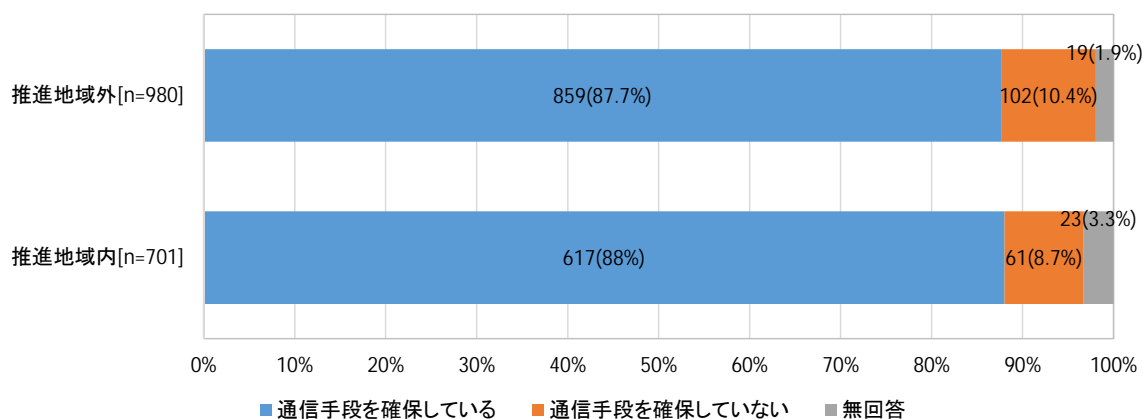


図 3. 38 避難所内での通信手段の確保（南海トラフ地震防災対策推進地域内外の別）

同様に、「首都直下地震緊急対策区域内外」を分析軸としてクロス集計を行った。避難所の通信手段を確保している割合は、対策区域外が約87%に対し、対策区域内は約92%と、対策区域外に比べ、避難所の通信手段を確保している割合がやや高い結果となった。

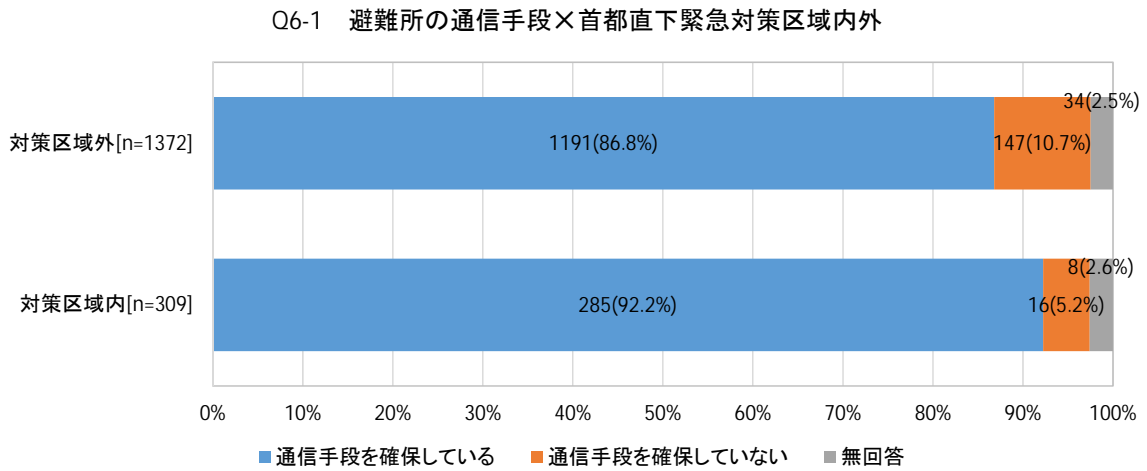


図 3. 39 避難所内での通信手段の確保（首都直下地震緊急対策区域内外の別）

また、「通信手段の避難所での確保状況（Q6-1）」に関して、「人口規模」を分析軸としてクロス集計を行った。避難所内での通信手段を確保している割合は、人口規模でほとんど差が見られなかった。

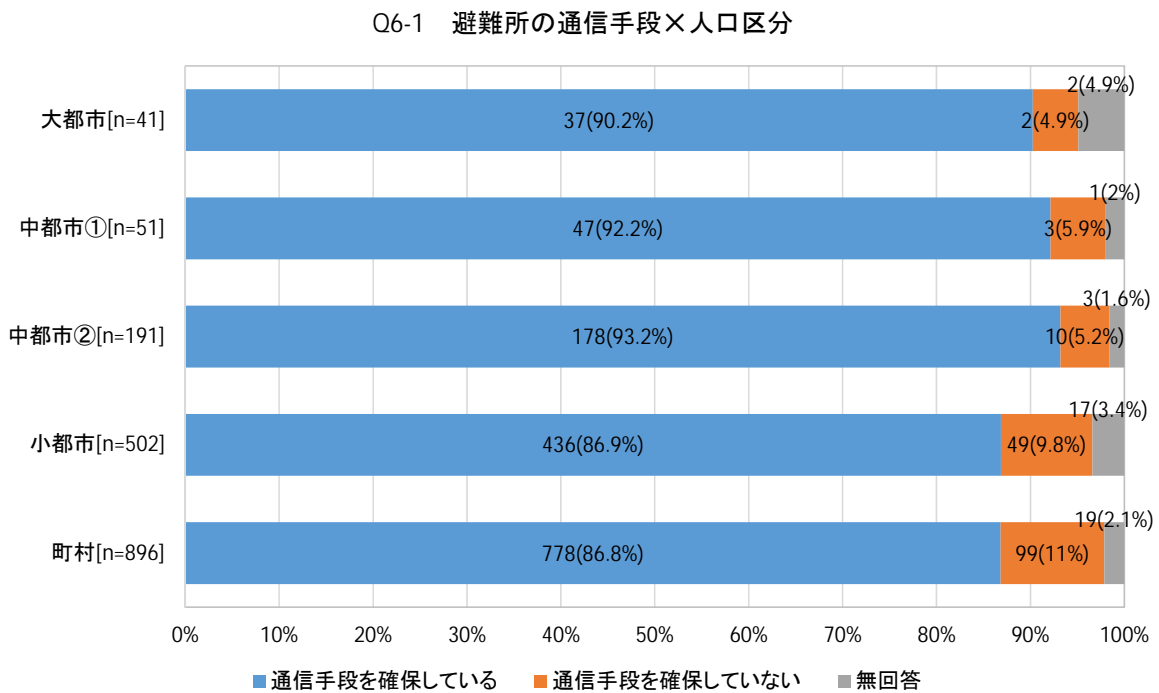


図 3. 40 避難所内での通信手段の確保（人口規模の別）

イ. (通信手段を確保していると回答した方のみ) 確保している媒体 (Q 6 - 1 - 1)

①単純集計

避難所で確保している通信手段について調査した。

通信手段として最も多かったのが「電話」であり 1,138 自治体であった。次いで、「テレビ (721 自治体)」、「ラジオ (639 自治体)」、「ファクシミリ (409 自治体)」、「パソコン (326 自治体)」の順であった。

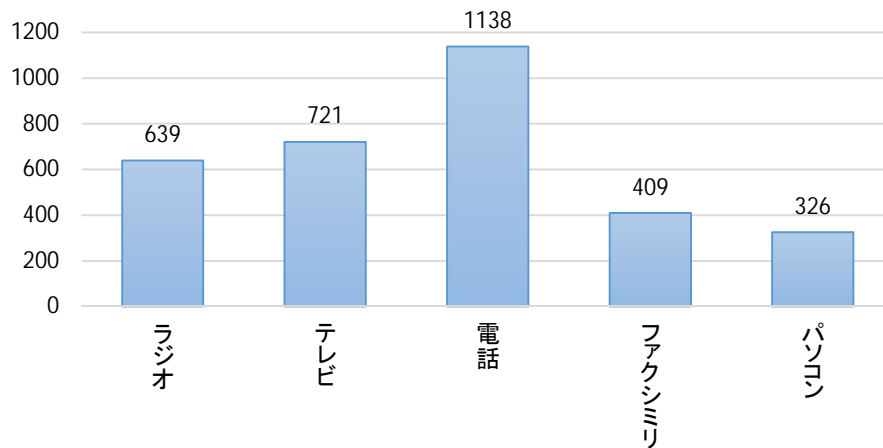


図 3. 41 避難所で確保している通信手段 (n=1,476)

その他主な回答として、「IP 告知端末」、「MCA 無線機」、「衛星携帯電話」があり、中には、「Wi-Fi スポット」、「デジタルサイネージ (電子看板)」との回答があった。

(2) 要配慮者に対する情報提供

ア. 貴市区町村では、避難所内の要配慮者に対して情報提供の方法を想定していますか。(Q6-2)

①単純集計

避難所内の要配慮者に対して情報提供の方法の想定状況を調査した。「情報提供の方法を想定している」と回答した市区町村は 926 自治体で、全市区町村 (1,741 自治体) の約 53%となっている。準備を進めている自治体 (210 自治体) を含めると約 65%となっている。(点線囲みの部分)

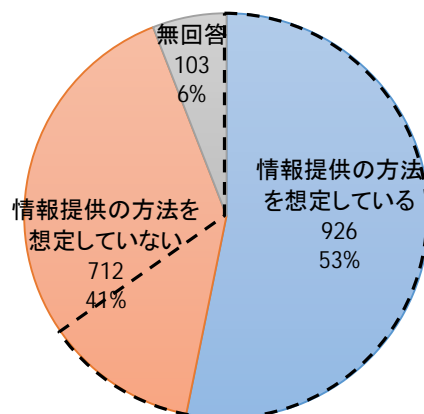


図 3. 42 避難所内の要配慮者に対する情報提供方法の想定 (n=1,741)

< 避難所内の要配慮者に対して「情報提供の方法を想定していない」理由 (Q6-2) >

- a. 避難所内の要配慮者に対して情報提供の方法を想定していない理由を有するものの中には、「要配慮者が限定的であり、個別に対応する (29 件)」、「要配慮者特性は様々なので、人海戦術を取らざるを得ない (11 件)」という回答があった。
- b. 準備を進めているものの中には、「検討中 (137 件)」、「名簿、避難所運営マニュアル等の整備、地域防災計画の改定後 (45 件)」、「情報伝達手段を検討している (20 件)」などの回答があった。
- c. 準備をしていないものの中には、「今後の検討課題、今後確保予定 (124 件)」、「未検討、未着手 (68 件)」、「職員 (人手) 不足 (24 件)」などの回答があった。

表 3. 11 避難所内の要配慮者に対して情報提供の方法を想定していない理由

情報提供の方法を想定していない			回答例
大分類	中分類	件数	
a. 想定していない理由を有する (40 件)	①要配慮者数が限定的であり、個別に対応する	29 件	・ 支援者等による個別の情報提供を想定している。 ・ 自主防災組織で対応する。
	②要配慮者特性は様々なので、人海戦術を取らざるを得ない	11 件	
b. 準備を進めている (210 件)	③検討中	137 件	・ 検討中である。 ・ 避難所運営マニュアルの作成に併せて検討する。
	④名簿、避難所運営マニュアル等の整備、地域防災計画の改定後	45 件	

情報提供の方法を想定していない			回答例
大分類	中分類	件数	
	⑤情報伝達手段を検討している	20件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災メール等の情報伝達手段を検討している。</li> <li>・情報提供に向けた協議・調整中である。</li> </ul>
	⑥関係各課・関係機関と協議・調整中	8件	
c. 準備をしていない (242件)	⑦今後の検討課題・今後確保予定	124件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性は感じているが検討に至っていない。</li> <li>・今後検討をする予定。</li> </ul>
	⑧未検討・未着手	68件	
	⑨職員（人手）不足	24件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別の作業で手一杯である。</li> <li>・作業が追い付いていない。</li> <li>・持続的な体制の構築ができない。</li> <li>・知識及び人員が不足している。</li> </ul>
	⑩財源の不足	11件	
	⑪指定避難所・福祉避難所の指定後	8件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政的に困難である。</li> <li>・福祉避難所の指定後に検討する。</li> <li>・要配慮者の支援体制の構築を優先して実施している。</li> <li>・避難所の設備が整っていない。</li> </ul>
	⑫避難所の体制整備が遅れている	7件	
情報提供の方法を想定していない理由について 未回答等		220件	－

## ②クロス集計

「避難所内の要配慮者への情報提供方法の想定（Q6-2）」に関して、「南海トラフ地震防災対策推進地域内外」を分析軸としてクロス集計を行った。要配慮者への情報提供の方法を想定している割合については、推進地域外、推進地域内で差はほとんど見られなかった。

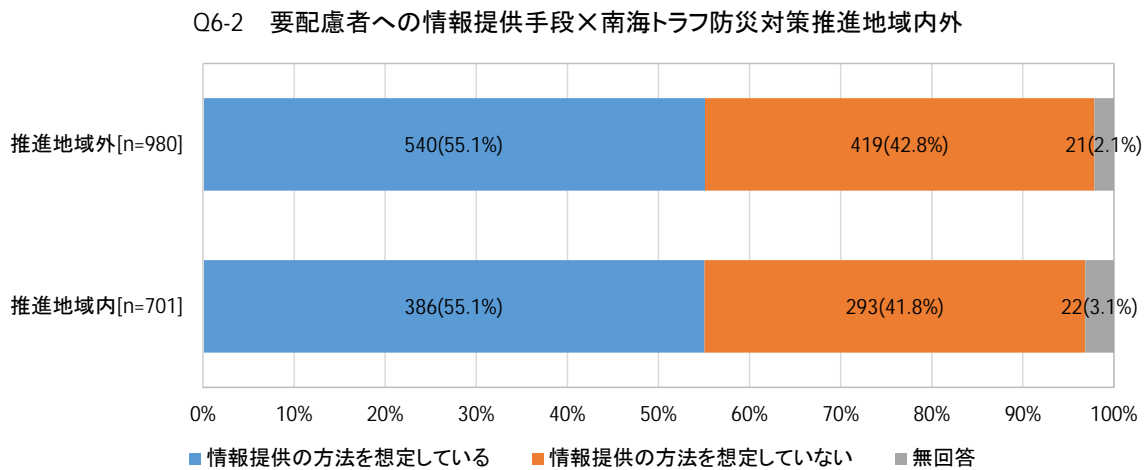


図 3. 43 避難所内の要配慮者に対する情報提供方法の想定（南海トラフ地震防災対策推進地域内外の別）

同様に、「首都直下地震緊急対策区域」を分析軸としてクロス集計を行った。避難所の通信手段を確保している割合は、対策区域外が約 53%に対し、対策区域内は約 66%と、対策区域内の方が、避難所内の要配慮者への情報提供方法を想定している割合が高い。

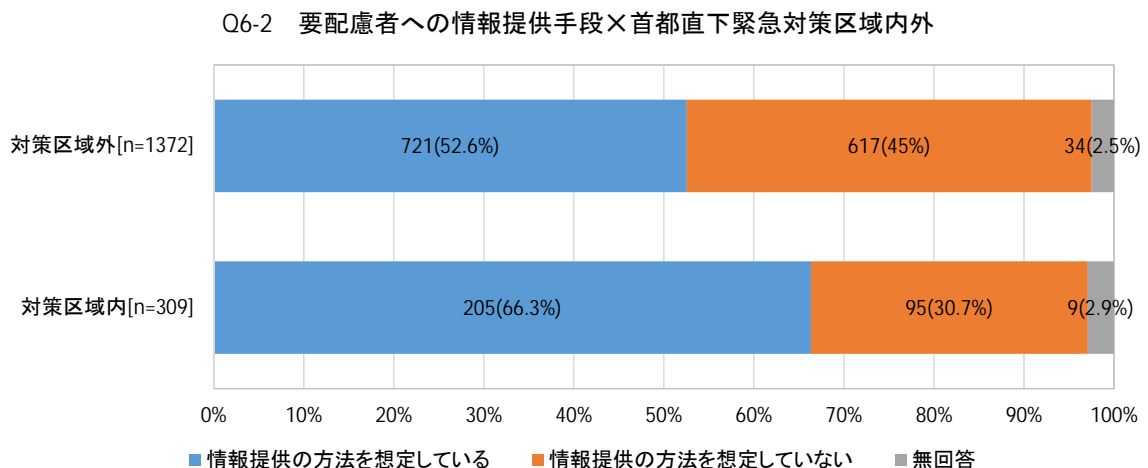


図 3. 44 避難所内の要配慮者に対する情報提供方法の想定（首都直下地震緊急対策区域内外の別）



また、「避難所内の要配慮者への情報提供方法の想定（Q6-2）」に関して、「人口規模」を分析軸としてクロス集計を行った。避難所内の要配慮者への情報提供を想定している割合は、大都市が78%と最も多く、以降、人口規模が小さくなるにつれて避難所内の要配慮者への情報提供を想定している割合が小さくなる結果となった。

Q6-2 要配慮者への情報提供手段×人口区分

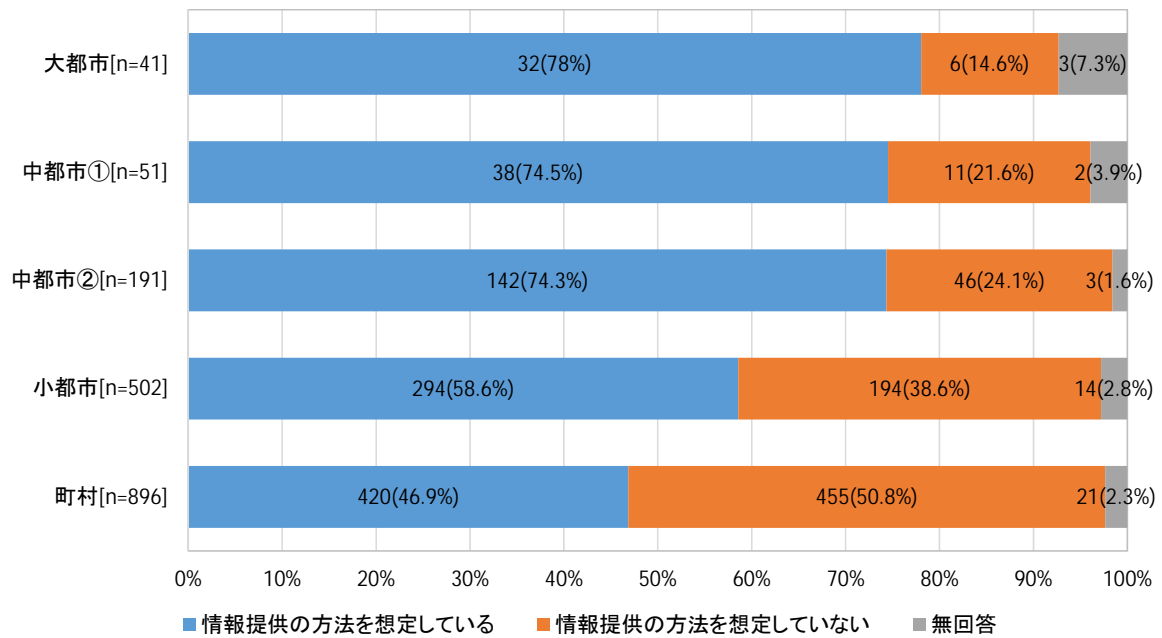


図 3. 45 避難所内の要配慮者に対する情報提供方法の想定（人口規模の別）

<聴覚障害者>

聴覚障害者への情報提供の方法について調査した。最も多かったのが「掲示板」であり、583自治体であった。次いで「手話通訳・要約筆記等（272自治体）」、「ファクシミリ（190自治体）」の順であった。

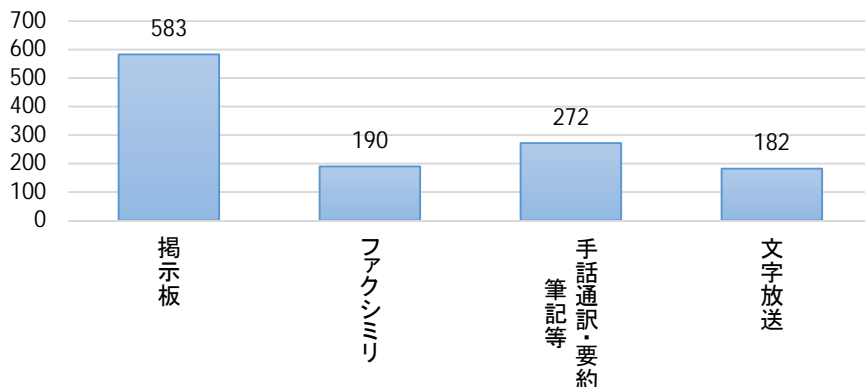


図 3. 46 避難所内の要配慮者に対する情報提供方法の想定（聴覚障害者）（n=926）

その他主な回答として、「登録制メール」、「自主防災組織」、「民生委員」、「チラシ」があり、中には、「コミュニケーションボード」、「タブレット端末」という回答があった。

<視覚障害者>

視覚障害者への情報提供の方法について調査した。最も多かったのが「音声」であり、598自治体であった。次いで、「点字（69自治体）」であった。

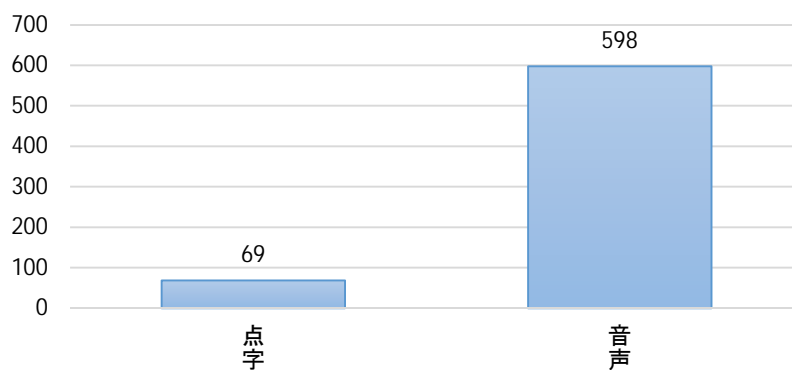


図 3. 47 避難所内の要配慮者に対する情報提供方法の想定（視覚障害者）（n=926）

その他主な回答として、「直接訪問」、「案内用ロープ」があった。

<盲ろう者>

盲ろう者への情報提供の方法について調査した。最も多かったのが「手書き文字」であり、306自治体であった。次いで、「指点字（27自治体）」であった。

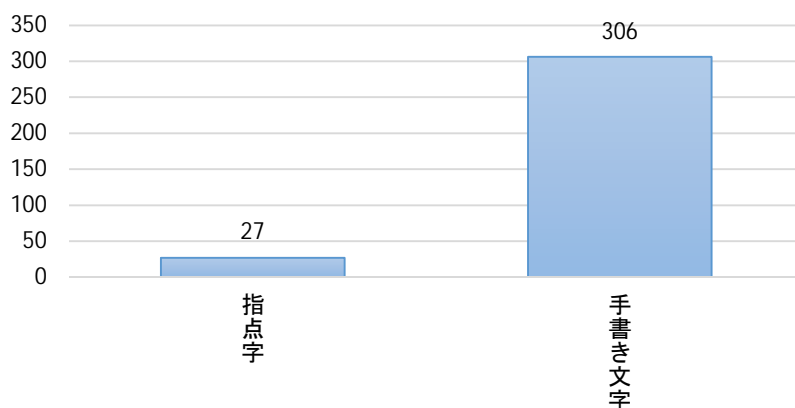


図 3. 48 避難所内の要配慮者に対する情報提供方法の想定（盲ろう者）（n=926）

その他主な回答として、「支援者による補助」、「ボランティアの活用」、「盲ろう者通訳」があった。

<知的障害児者、精神障害児者、発達障害児者、認知症者等>

知的障害児者、精神障害児者、発達障害児者、認知症者等への情報提供の方法について調査した。最も多かったのが「分かりやすい短い文章」であり、375自治体であった。次いで、「文字、絵や写真の提示（193自治体）」であった。

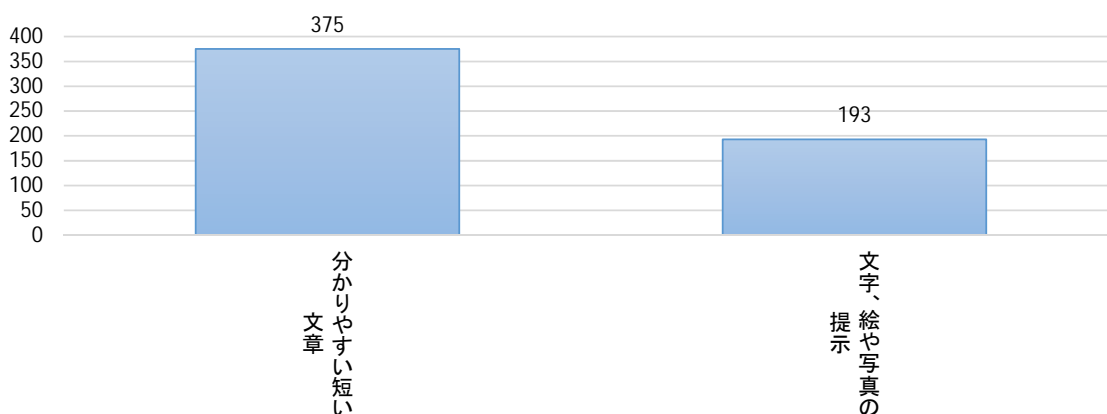


図 3. 49 避難所内の要配慮者に対する情報提供方法の想定（知的障害児者、精神障害児者、発達障害児者、認知症者等）（n=926）

その他主な回答として、「支援者による補助」、「ボランティアの活用」があり、中には、「コミュニケーションボード」、「タブレット端末」という回答があった。

### (3) 相談窓口の設置

ア. 貴市区町村では、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるための相談窓口の設置を想定していますか。(Q7-1)

#### ①単純集計

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるための相談窓口の設置を想定しているか調査した。「設置することを想定している」と回答した市区町村は1,165自治体で、全市区町村(1,741自治体)の約67%となっている。準備を進めている自治体(83自治体)を含めると約72%となっている。(点線囲みの部分)

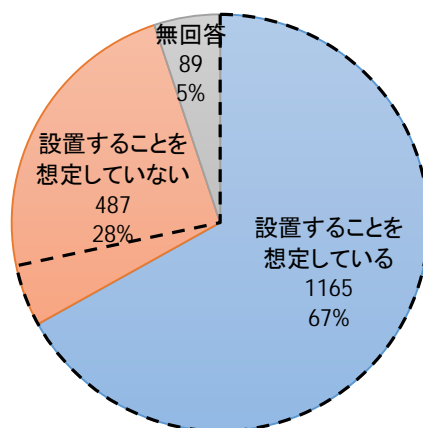


図 3. 50 避難所内の意見を吸い上げるための相談窓口の設置 (n=1,741)

#### <相談窓口を「設置することを想定していない」理由(Q7-1)>

- 相談窓口を設置することを想定していない理由を有するものの中には、「通常業務の窓口で対応(38件)」、「災害時の避難所運営管理の範疇で対応する(33件)」、「避難所運営職員が巡回する(6件)」という回答があった。
- 設置の準備を進めているものの中には、「検討中(57件)」、「避難所運営マニュアル等の整備後(26件)」という回答があった。
- 設置の準備をしていないものの中には、「今後の検討課題、今後確保予定(80件)」、「未検討、未着手(60件)」、「職員(人手)不足(59件)」という回答があった。

表 3. 12 相談窓口を「設置することを想定していない」理由

相談窓口を設置することを想定していない			回答例
大分類	中分類	件数	
a. 想定していない理由を有する(77件)	①通常業務の窓口で対応	38件	<ul style="list-style-type: none"> <li>改めて災害時の相談窓口を設置しない。</li> <li>通常の役場窓口で対応することを想定している。</li> <li>防災担当者が総合的に相談受付を行う。</li> </ul>

相談窓口を設置することを想定していない			回答例
大分類	中分類	件数	
	②災害時の避難所運営管理の範疇で対応する	33件	<ul style="list-style-type: none"> <li>各避難所の運営委員会が意見を集約し、災対本部へ報告する方式を想定している。</li> <li>住民からの相談等には電話や窓口にて対応は可能であるため、専用の窓口は設置しない。</li> <li>避難行動要支援者支援班を設置して対応する。</li> </ul>
	③避難所運営職員が巡回する	6件	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所ごとに要配慮者担当職員を配置又は巡回するので、窓口設置は想定していない。</li> </ul>
b. 準備を進めている (83件)	④検討中	57件	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置場所・方法について検討中である。</li> </ul>
	⑤避難所運営マニュアル等の整備後	26件	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所運営マニュアルの作成に併せて検討する。</li> <li>現在改定作業中の防災計画で、相談窓口の担当部署の指定を予定している。</li> </ul>
c. 準備をしていない (199件)	⑥今後の検討課題・今後確保予定	80件	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要性は感じているが検討に至っていない。</li> <li>今後検討していく予定。</li> </ul>
	⑦未検討・未着手	60件	<ul style="list-style-type: none"> <li>まだ検討できていない。</li> </ul>
	⑧職員（人手）不足	59件	<ul style="list-style-type: none"> <li>今のところ職員不足で設置できない。</li> </ul>
相談窓口を設置することを想定していない理由について未回答等		128件	－

## ②クロス集計

「様々な避難者の意見を吸い上げるための相談窓口の設置状況（Q7-1）」に関して、「南海トラフ地震防災対策推進地域内外」を分析軸としてクロス集計を行った。相談窓口の設置している割合は、推進地域外、推進地域内で差はほとんど見られなかった。

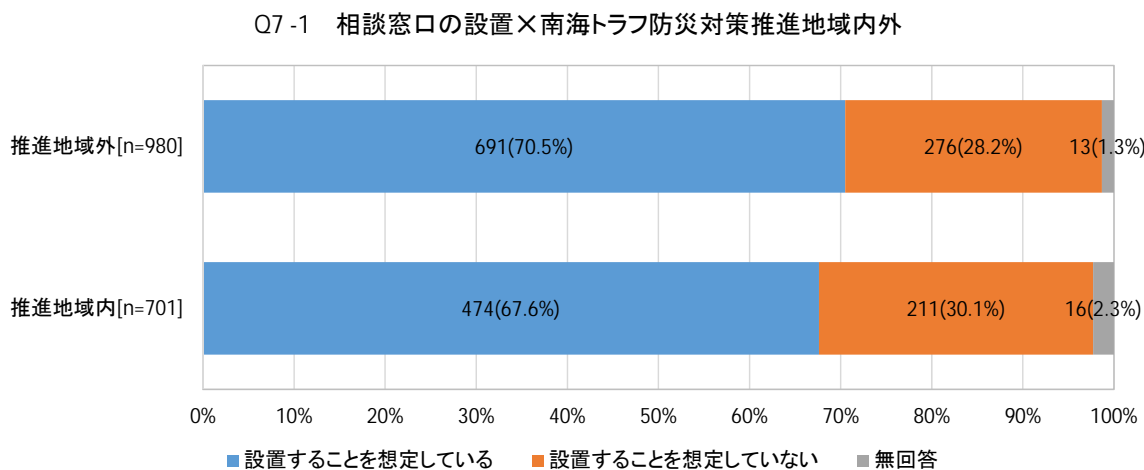


図 3. 51 避難所内の意見を吸い上げるための相談窓口の設置（南海トラフ地震防災対策推進地域内外の別）

同様に、「首都直下地震緊急対策区域内外」を分析軸としてクロス集計を行った。相談窓口の設置している割合は、対策区域外で約 68%に対し、対策区域内では約 75%と、対策区域外に比べ、相談窓口の設置している割合が高い結果となった。

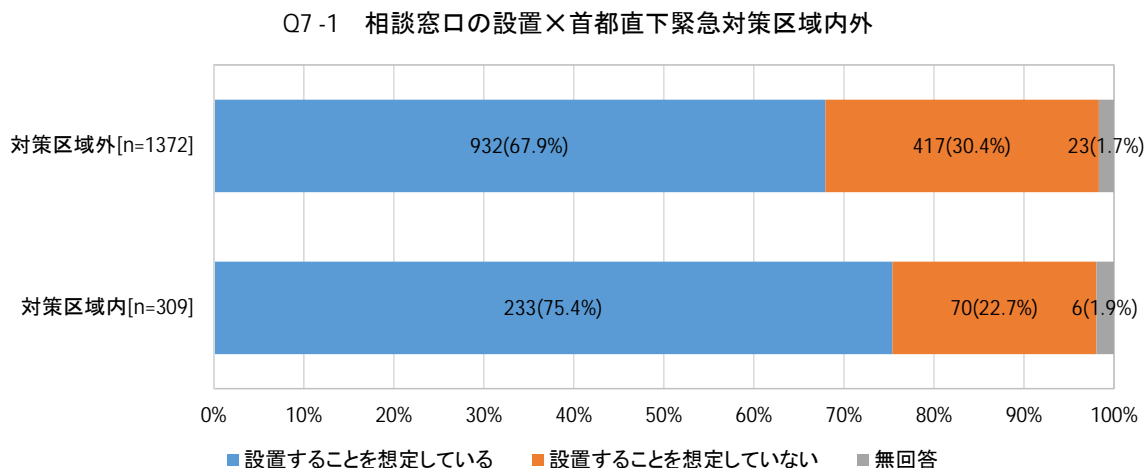


図 3. 52 避難所内の意見を吸い上げるための相談窓口の設置（首都直下地震緊急対策区域内外の別）

また、「様々な避難者の意見を吸い上げるための相談窓口の設置状況（Q7-1）」に関して、「人口規模」を分析軸としてクロス集計を行った。相談窓口を設置している割合は、中都市②が約82%と最も多く、次いで、大都市の約80%、中都市①の約78%という結果となった。

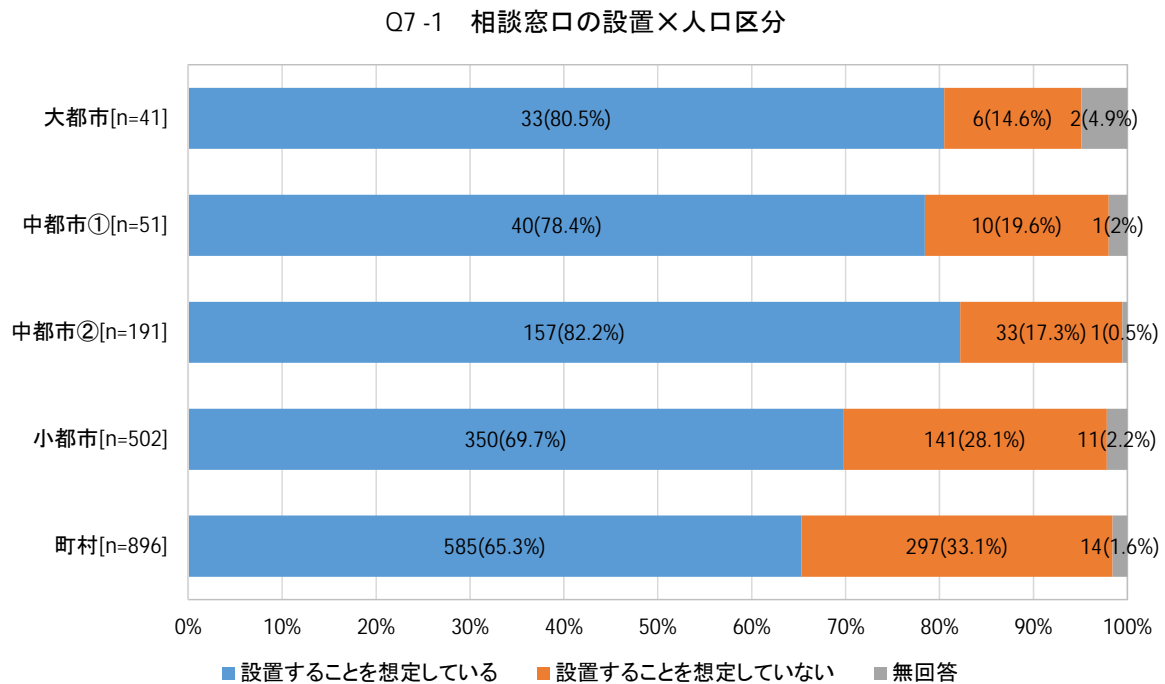


図 3. 53 避難所内の意見を吸い上げるための相談窓口の設置（人口規模の別）

イ. (Q7-1で設置することを想定していると回答した方のみ) そのうち特に、女性の障害者等に適切に対応できるようにするため、窓口には女性を配置するなどの配慮をしていますか。(Q7-2) >

①単純集計

そのうち特に、女性の障害者等に適切に対応できるようにするため、窓口には女性を配置するなどの配慮をしているか調査した。「配慮をしている」と回答した市区町村は 857 自治体であり、全体の 74%であった。

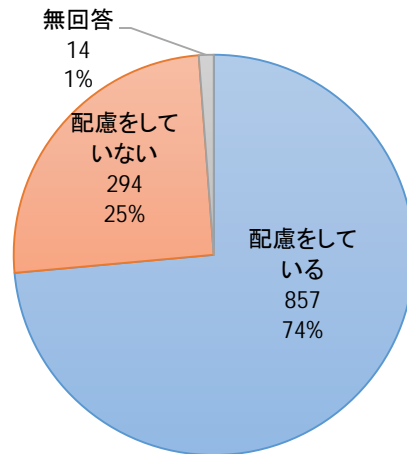


図 3. 54 窓口に女性を配置するなどの配慮 (n=1,165)

<窓口<sup>に</sup>女性を配置するなどの「配慮をしていない」理由(Q7-2)>

- a. 想定窓口を設置することを想定していない理由を有するものの中には、「実際の災害時に必要に応じて配置する (26 件)」という回答があった。
- b. 設置の準備を進めているものの中には、「検討中 (29 件)」という回答があった。
- c. 設置の準備をしていないものの中には、「未検討、未着手 (81 件)」、「職員 (人手) 不足 (47 件)」、「今後の検討課題、今後確保予定 (43 件)」という回答があった。

表 3. 13 窓口<sup>に</sup>女性を配置するなどの配慮をしていない理由

配慮をしていない			回答例
大分類	中分類	件数	
a. 配慮をしていない理由を有する (26 件)	①実際の災害時に必要に応じて配置する	26 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者計画において民生委員の協力を得ながら相談窓口を設置することとしており、また、町内民生委員の女性割合が高いことなどから性別を区分し、相談窓口を設置しなくとも対応可能。</li> <li>・特に女性のみを対象としてはいないが、必要に応じて設置を検討する。</li> </ul>
b. 準備を進めている (29 件)	②検討中	29 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討中である。</li> <li>・設置方法等を検討中である。</li> </ul>



配慮をしていない			回答例
大分類	中分類	件数	
c. 準備をしていない (171 件)	③未検討・未着手	81 件	・ 具体的な想定まではしていない。
	④職員（人手）不足	47 件	・ 災害発生時には、対応にあたらなければならない業務が多く、限られた職員配置の中で、女性職員を確実に配置させることは難しい。 ・ 担当課に女性職員がいない。
	⑤今後の検討課題・今後確保予定	43 件	・ 必要性は感じているが検討に至っていない。 ・ 配慮をする対応を検討する。
配慮をしていない理由について未回答等		68 件	－

②クロス集計

「女性の障害者等への配慮（窓口への女性配置等）（Q7-2）」に関して、「南海トラフ地震防災対策推進地域内外」を分析軸としてクロス集計を行った。窓口への女性を配置している割合は、推進地域内で約70%に対し、推進地域外では約76%と、推進地域内に比べ、窓口に女性を配置している割合が高い。

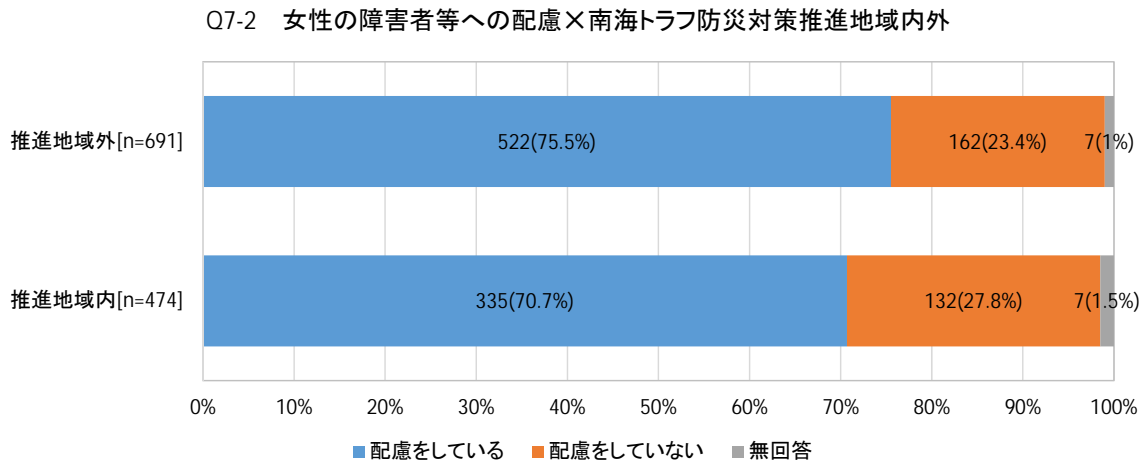


図 3. 55 窓口に女性を配置するなどの配慮（南海トラフ地震防災対策推進地域内外の別）

同様に、「首都直下地震緊急対策区域内外」を分析軸としてクロス集計を行った。窓口に女性を配置している割合は、対策区域内と対策区域外で、ほとんど差が見られなかった。

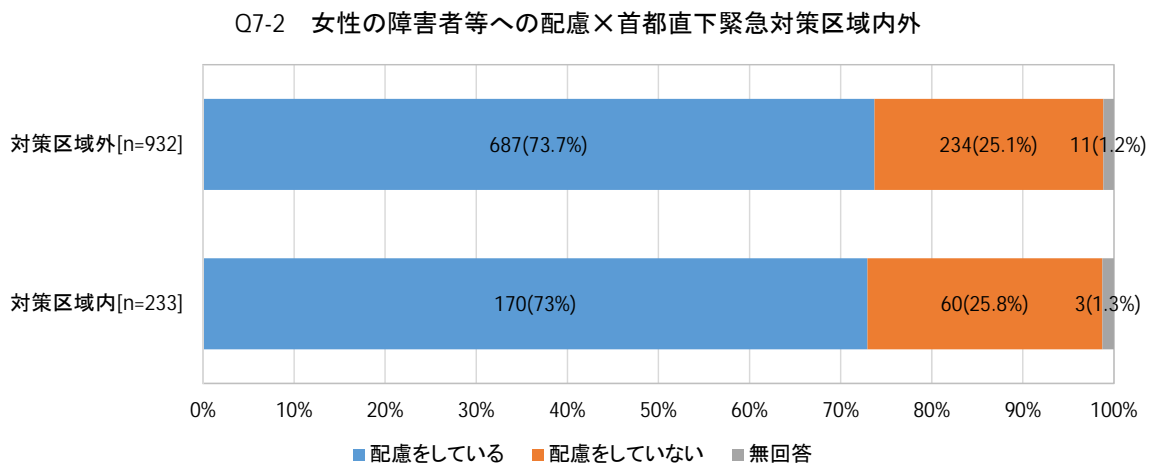


図 3. 56 窓口に女性を配置するなどの配慮（首都直下地震緊急対策区域内外の別）

また、「女性の障害者等への配慮（窓口への女性配置等）（Q7-2）」に関して、「人口規模」を分析軸としてクロス集計を行った。窓口に女性を配置している割合は、人口規模では大きな差が見られなかった。

Q7-2 女性の障害者等への配慮 × 人口区分

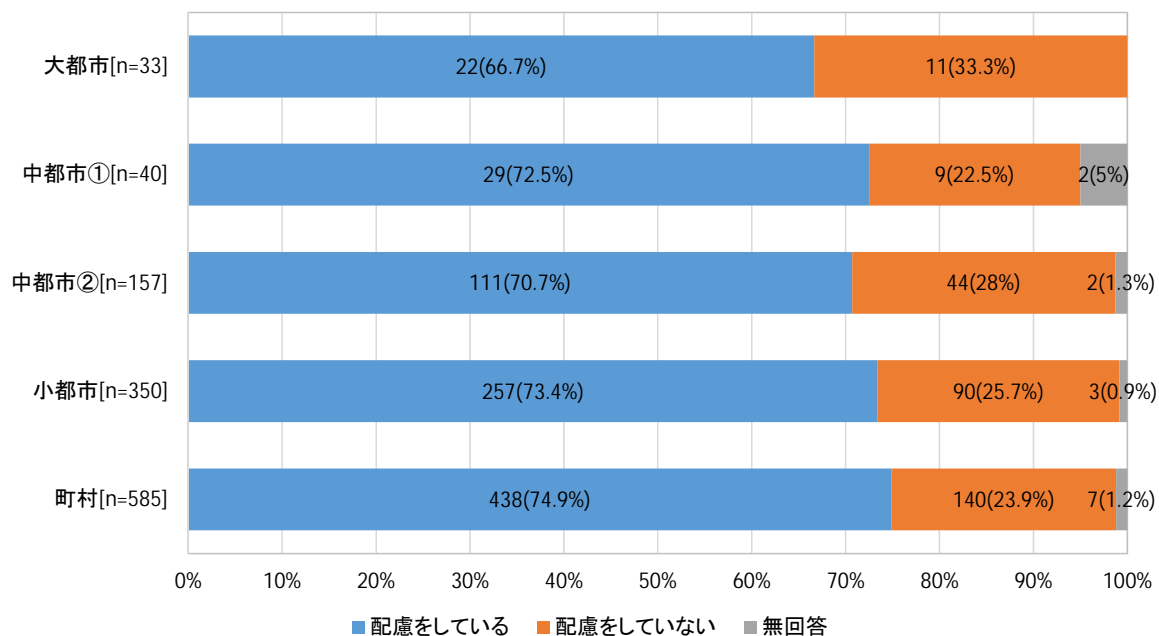


図 3. 57 窓口女性を配置するなどの配慮（人口規模の別）

## < 参考資料 >

参考資料 1. 避難所の運営等に関する実態調査（調査票）

参考資料 2. 避難所を運営する際の課題と対応策

## 参考資料 1 . 避難所の運営等に関する実態調査（調査票）

### 避難所の運営等に関する実態調査

#### ～本調査の背景と目的～

東日本大震災においては、多数の被災者が長期にわたる避難所生活を余儀なくされる状況の中、被災者の心身の機能の低下や様々な疾患の発生・悪化が見られたこと、多くの高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）が避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から自宅での生活を余儀なくされることも少なくなかったことなどが課題となりました。

これらの課題を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法を一部改正し、市町村長による指定避難所の指定制度を設けるとともに（災対法第49条の7）、避難所における生活環境の整備等に関する努力義務規定を設けました（災対法第86条の6）。

また、上記の法整備と併せて、その取組を進める上での参考となるよう、主に市区町村向けに「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月）」（以下「取組指針」という。）を策定・公表したところです。

以上のような状況を踏まえ、本調査は、市区町村による「取組指針」を踏まえた避難所運営等の取組を推進していくために、市区町村が取り組んでいる避難所の運営等に関する実態について内閣府防災担当が把握するための基礎調査を行うものです。

本調査の趣旨をご理解の上、ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

#### 【アンケートのご記入・返信について】

1. 本調査は、内閣府防災担当からの委託業務として、調査票の回収、集計を株式会社建設技術研究所が実施します。
2. アンケート調査への回答は、市区町村の防災担当の方をお願いします（調査の内容に応じて福祉担当等の関連部局に確認し、ご回答ください）。ただし、**福祉避難所（災対法施行令第20条の6第5号の基準に該当する避難所）については、管理者である社会福祉施設等に直接伺いますので、連絡先等のリストをご提供ください（注）。**
3. 調査票の回答及び福祉避難所のリストを、**Excel形式の様式にご記入頂き、貴市区町村が属する都道府県にお送りください。**
4. 本アンケートにご回答いただきました結果は全て統計的に処理いたします。従って、回答者を特定した結果が公表されることは一切ありません。
5. アンケート調査についてのご質問等は、以下の担当までお問い合わせください。

調査機関・問合せ先：

株式会社 建設技術研究所 東京本社防災室

（TEL：03-3668-0363 アンケート担当係：小玉・原田・星野・花原）

（注）福祉避難所の運営に関する実態調査について

- ・調査対象は、提供いただいたリストから抽出し、平成27年1月頃に郵送による調査を実施予定です。
- ・調査対象施設については、事前に都道府県を通じて市区町村へ連絡します。

次ページ以降が調査票となります。

※平成26年10月1日現在としてご回答ください。

※回答は、同送の Excel ファイルにご記入頂き、メールにて返送してください。

### ア. フェース調査（基本事項）

Q 1. 貴市区町村の人口規模についてお伺いします。

1. 総人口（住民基本台帳による推計値）（      ）人
2. 男性（同上）（      ）人
3. 女性（同上）（      ）人
4. 高齢化率（小数点第一位まで）（      ）%

### イ. 平常時における対応

Q 2. 避難所・福祉避難所の指定（10月1日時点）についてお伺いします。

Q 2-1. 貴市区町村では避難所および福祉避難所を何か所指定していますか。

【取組指針：第 1. 2 (2)】

1. 避難所（      ）か所
2. 福祉避難所（      ）か所

Q 2-2. （Q 2-1 で指定済みの福祉避難所が 1 か所以上あると回答した方のみ） 管理者である社会福祉施設等に直接伺いますので施設の名称や住所、連絡先が分かるリストをご提供ください（専用の別添様式にご記入ください）。

※平成 26 年 4 月以降に指定された福祉避難所がわかるよう、該当する福祉避難所に○印を付して明示してください。

Q 2-3. （Q 2-1 で指定済みの福祉避難所が 0 か所と回答した方のみ） 福祉避難所を指定していない理由をお答えください。（自由記述）

Q 2-4. 避難所・福祉避難所の所在を住民に周知していますか。（1、2のいずれか一つを選択）

【取組指針：第 1. 3 (1)、(2)】

1. 周知をしている  
下記から該当する項目をお選びください。（複数選択可）

<input type="checkbox"/> 広報誌	<input type="checkbox"/> ホームページ
<input type="checkbox"/> パンフレット	<input type="checkbox"/> 防災マップ
<input type="checkbox"/> その他（      ）	
2. 周知をしていない  
(理由：      )

※以下、Q8まで「避難所」についてのみご回答ください。（「福祉避難所」を含みません。）

Q3. 避難所における備蓄等についてお伺いします。

Q3-1. 貴市区町村は、避難所として指定した施設内に食糧・飲料水の備蓄をしていますか。

(1、2のいずれか一つを選択)

【取組指針：第1.4(1)】

1. 備蓄をしている（一部の避難所に備蓄している場合も含む）

2. 備蓄をしていない

(理由：)

Q3-2. (Q3-1で備蓄をしていると回答した方のみ) 貴市区町村は、避難所として指定した施設内に食物アレルギーの避難者に配慮した備蓄をしていますか。(1、2のいずれか一つを選択)

【取組指針：第1.4(1)】

1. 備蓄をしている（一部の避難所に備蓄している場合も含む）

下記から該当する項目をお選びください。（複数回答可）

白米（アルファーマイ）  
牛乳アレルギー対応ミルク      その他（      ）

2. 備蓄をしていない

(理由：)

Q3-3. 男女共同参画や要配慮者支援の視点から避難所として指定した施設内に備蓄している物資はありますか。(1、2のいずれか一つを選択)

【取組指針：第1.4(2)】

1. 備蓄をしている（一部の避難所に備蓄している場合も含む）

下記から該当する項目をお選びください。（複数回答可）

離乳食      介護食      生活習慣病対応食  
紙おむつ（小児用）      紙おむつ（成人用）      生理用品  
バリアフリー対応の仮設トイレ      間仕切り  
簡易ベッド      その他（      ）

2. 備蓄をしていない

(理由：)

Q4. 要配慮者に対する支援体制についてお伺いします。

Q4-1. 貴市区町村は、自主防災組織、地区代表者等と連携した、要配慮者に対する支援体制の整備を行っていますか。(1、2のいずれか一つを選択)

【取組指針：第1.5(1)】

1. 支援体制を整備している

下記から該当する項目をお選びください。（複数回答可）

避難所内での要配慮者用スペースの確保      必要な育児・介護・医療用品の調達  
在宅避難する要配慮者の安否確認      物資提供  
医療・福祉サービス等      その他（      ）

2. 支援体制を整備していない

(理由：)

Q4-2. 貴市区町村は、被災生活の長期化を想定し、要配慮者を被災地外の適切な施設に避難させることについて、他の市区町村と協定を締結していますか。(1、2のいずれか一つを選択)

【取組指針：第1.5(2)】

1. 協定を締結している  
(協定先： )  
(協定内容： )
2. 協定を締結していない  
(理由： )

Q5. 避難所運営の手引(マニュアル)を作成していますか。(1~4のいずれか一つを選択)

【取組指針：第1.6(1)】

1. 作成済
2. 作成中である
3. 作成していない  
(理由： )
4. その他  
( )

## ウ. 発災後における対応

Q6. 被災者への情報提供についてお伺いします。

Q6-1. 貴市区町村では、災害発生時に被災者への情報提供や被災者相互の安否確認、避難所外被災者(在宅避難者等)の情報入手を行うための通信手段が避難所に確保されていますか。(1、2のいずれか一つを選択)

【取組指針：第2.9(1)】

1. 通信手段を確保している  
下記から該当する項目をお選びください。(複数回答可)  

<input type="checkbox"/> ラジオ	<input type="checkbox"/> テレビ	<input type="checkbox"/> 電話
<input type="checkbox"/> ファクシミリ	<input type="checkbox"/> パソコン	<input type="checkbox"/> その他( )
2. 通信手段を確保していない  
(理由： )

Q6-2. 貴市区町村では、避難所内の要配慮者に対して情報提供の方法を想定していますか。(1、2のいずれか一つを選択)

【取組指針：第2.9(3)】

1. 情報提供の方法を想定している  
聴覚障害児者：  
下記から該当する項目をお選びください。(複数回答可)  

<input type="checkbox"/> 掲示板	<input type="checkbox"/> ファクシミリ	<input type="checkbox"/> 手話通訳・要約筆記等
<input type="checkbox"/> 文字放送	<input type="checkbox"/> その他( )	

  
視覚障害児者：  
下記から該当する項目をお選びください。(複数回答可)  

<input type="checkbox"/> 点字	<input type="checkbox"/> 音声	<input type="checkbox"/> その他( )
-----------------------------	-----------------------------	---------------------------------



盲ろう者：

下記から該当する項目をお選びください。（複数回答可）

指点字      手書き文字      その他（      ）

知的障害児者、精神障害児者、発達障害児者、認知症者等：

下記から該当する項目をお選びください。（複数回答可）

分かりやすい短い言葉  
文字、絵や写真の提示      その他（      ）

2. 情報提供の方法を想定していない

（理由：      ）

Q 7. 災害時の相談窓口についてお伺いします。

Q 7-1. 貴市区町村では、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるための相談窓口の設置を想定していますか。（1、2のいずれか一つを選択）

【取組指針：第2. 1 1】

1. 設置することを想定している
2. 設置することを想定していない

（理由：      ）

Q 7-2. （Q 7-1で設置することを想定していると回答した方のみ） そのうち特に、女性の障害者等に適切に対応できるようにするため、窓口には女性を配置するなどの配慮をしていますか。（1、2のいずれか一つを選択）

【取組指針：第2. 1 1（1）】

1. 配慮をしている
2. 配慮をしていない

（理由：      ）

Q 8. 最後に、貴市区町村が避難所を運営する際の課題についてのご意見・提案等ありましたらご記入ください。（自由回答）

～アンケート調査は以上です。都道府県指定の日までにお送りください。

調査にご協力いただき、ありがとうございました。～

## 参考資料 2 . 避難所を運営する際の課題

避難所を運営する際の課題と対応策について Q8 の自由回答より整理した。

避難所の運営体制を確保していくにあたって、職員の養成やノウハウの不足などを課題として認識している自治体が多くあった。

### ポイント 1 . 職員の養成

- ・災害時に被災住民の避難所となる公共施設における適切な避難所運営は、市民の生活を守る観点から非常に重要な業務である。したがって、公共施設の長、及び避難所班に位置付けられている職員、新規採用職員に対し、避難所運営シミュレーションを行い、実際の災害に対し臨機応変に対応できる職員の養成を図る必要がある。

### ポイント 2 . 避難所運営の手引き（マニュアル）の作成・更新

- ・避難所は、開設から閉鎖まで、運営の様子が時間の経過で大きく異なり、それぞれの時期に特有な運営課題があるため、行政、施設管理者、地域（自主防災組織）の連携協力が必要である。マニュアル作成指針を定め、避難所ごとのマニュアル作成を推進し、訓練を通じたマニュアルの更新・対応能力の向上に取り組むことが重要である。

### ポイント 3 . 住民、民間との連携強化

- ・過疎、高齢化が進んでいる自治体では、職員や消防団員だけでは対応できないことが予想され、民間企業の支援が必要となる。行政だけではなく、民間との連携強化を推進していく必要がある。
- ・避難所の運営に当たっては、職員だけでなく、自主防災組織や地域住民の協力が必要不可欠であり、平時より自主防災会等を中心に避難所ごとの運営組織を作るなどの取組が必要である。また、避難所の運営訓練の取組も重要である。
- ・男女共同参画の視点による避難所運営については、研修会や学校防災会議等で啓発していく必要がある。
- ・要援護者支援の物資等への対応は、需要が少なく、整備することが難しい面もあるため、平時からの施設管理者等との調整などの対応が重要である。
- ・避難所運営に関しては、「自助・共助・公助」の中でも『共助』によるところが大きく、地域住民や自主防災組織等の参加・体験型訓練等実施への誘導や、平時から住民の災害に対する意識改革が必要である。